

令和6年度（令和5年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施について

1 日程等について

(1) 募集期間

- 令和5年4月17日（月）～5月16日（火）

(2) 第1次選考

- 実施日 令和5年7月22日（土）
- 会場 筆記試験は仙台第一高等学校、仙台二華中学校・高等学校、工業高等学校、第二工業高等学校（以上県内会場）、東京大学駒場Iキャンパス（東京会場）

(3) 第2次選考

- 実施日 令和5年9月5日（火）～7日（木）、11日（月）～13日（水）のうち1日
実技試験8日（金）
- 会場 宮城県総合教育センター

(4) 発表

- 第1次選考 令和5年 8月17日（木）午前10時
- 第2次選考 令和5年10月 6日（金）午前10時

2 選考要項における昨年度からの変更点について

(1) 加点措置の拡大

- ・「小学校」への出願者のうち、幼稚園教諭普通免許状取得（見込みを含む。）者への加点
- ・出願者のうち、高等学校情報又は中学校技術の教諭普通免許状取得（見込みを含む。）者への加点

(2) 第2次選考で実施する実技試験の一部見直し

- ・「中・高」家庭及び「高等学校」福祉の実技試験の廃止
- ・「中・高」保健体育の実技試験のうち、水泳と武道（柔道・剣道）の廃止

3 採用者数の見込みについて

令和6年度選考は、415名程度の採用数を予定している。

（内訳：小学校230名程度、中学校100名程度、高等学校80名程度、養護教諭5名程度、栄養教諭若干名）

（参考）令和5年度選考は、505名程度の採用予定と表記。



令和 6 年度宮城県公立学校 教員採用候補者選考要項

宮城県教育委員会

令和 6 年度（令和 5 年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考（仙台市立学校を除く）を次のとおり行います。

1 出願期間・選考試験の期日等

出願期間

令和 5 年 4 月 17 日（月） 午前 9 時～令和 5 年 5 月 16 日（火） 午後 5 時

※電子申請利用者 ID を取得後、電子申請をしてください。

※インターネットでの電子申請により、出願最終日の午後 5 時までに完了してください。

※書面での申請は受け付けません。

第 1 次選考

令和 5 年 7 月 22 日（土）

第 2 次選考

令和 5 年 9 月 5 日（火）～ 7 日（木）

及び 11 日（月）～ 13 日（水）のうち指定する 1 日

令和 5 年 9 月 8 日（金）※実技試験

2 昨年度からの主な変更点

(1) 加点措置を拡大します。→ 詳しくは P 11 「9 加点措置の要件等」を参照

- ① 小学校へ出願する者のうち、幼稚園教諭普通免許状を取得している者（取得見込みの者も含む）を加点措置の対象とします。
- ② 全ての校種に出願する者のうち、以下に示すいずれかの教諭普通免許状を取得している者（取得見込みの者も含む）を加点措置の対象とします。
 - ア) 高等学校教諭情報普通免許状
 - イ) 中学校教諭技術普通免許状

(2) 第 2 次選考で実施する実技試験の一部を見直します。→ 詳しくは P 16 「13 第 2 次選考」を参照

- ① 中・高家庭、高等学校福祉の実技試験を廃止します。
- ② 中・高保健体育の実技試験で、水泳と武道（柔道・剣道）を廃止します。

宮城県公立学校教員採用候補者選考に関する情報や、非常変災時の対応などについては、以下の Web ページ及び Twitter にてお知らせします。定期的にご覧いただきますよう、お願いします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

Twitter アカウント 宮城県教育委員会 (@miyagi_kyoiku)

宮城県 教職員課



問合せ・郵送先：宮城県教育庁教職員課 育成・免許班

随時情報掲載

住所 〒980-8423 仙台市青葉区本町 3-8-1 TEL 022-211-3637

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

3 募集校種・採用枠・採用予定人数

校種・職種・採用枠等		教科(科目)・要件等	志願に必要な免許状	採用予定人数
小学校	一般枠	クロール又は平泳ぎのいずれかの泳法で25m以上泳ぐことができる者 【出願時自己申告】 * 地域枠, 特別支援学校枠, 英語枠の併願はできません。	小学校教諭の普通免許状	230名程度 (うち 地域枠気仙沼 4名, 地域枠東部5名, 地域枠北部5名, 英語枠 10名, 特別支援学校枠 10名)
	地域枠(気仙沼・東部・北部)		小学校教諭の普通免許状	
	英語枠		以下の両方必要 ・小学校教諭の普通免許状 ・中学校, 高等学校いずれかの外国語(英語)教諭の普通免許状	
	特別支援学校枠		以下の両方必要 ・小学校教諭の普通免許状 ・特別支援学校教諭の普通免許状	
中学校	一般枠	国語 社会 数学 理科 技術 英語	志願教科の中学校教諭の普通免許状	100名程度 (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		以下の両方必要 ・志願教科の中学校教諭の普通免許状 ・特別支援学校教諭の普通免許状	
中・高	一般枠	保健体育 音楽 美術 家庭 * 中学校, 高等学校の区別なく一括しての採用となります。	志願教科の中学校教諭, 高等学校教諭のいずれか, あるいは両方の普通免許状	中学校, 高等学校の採用予定人数に含む (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		以下の両方必要 ・志願教科の中学校教諭, 高等学校教諭いずれか, あるいは両方の普通免許状 ・特別支援学校教諭の普通免許状	
高等学校	一般枠	国語 地理歴史(日本史, 世界史, 地理) 公民 数学 理科(物理, 化学, 生物, 地学) 農業 工業(機械, 電気・電子, 建築) 商業 情報 福祉 英語 理療	志願教科(科目)の高等学校教諭の普通免許状 (情報出願者は情報の普通免許状と情報以外の高等学校教諭の普通免許状の両方)	80名程度 (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		以下の両方必要 ・志願教科(科目)の高等学校教諭の普通免許状 (情報出願者は情報の普通免許状と情報以外の高等学校教諭の普通免許状の両方) ・特別支援学校教諭の普通免許状	
養護教諭		* 校種の区別なく一括しての採用となります。	養護教諭の普通免許状	5名程度
栄養教諭	栄養教諭A	宮城県内(仙台市立を除く)の公立学校で現に本務栄養職員として勤務している者 * 校種の区別なく一括しての採用となります。	栄養教諭の普通免許状	若干名
	栄養教諭B	栄養教諭A以外の者 * 校種の区別なく一括しての採用となります。	栄養教諭の普通免許状	

問合せ・郵送先: 宮城県教育庁教職員課 育成・免許班

随時情報掲載

住所 〒980-8423 仙台市青葉区本町 3-8-1 TEL 022-211-3637

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

【留意事項】

- * 採用予定人数は、令和5年4月1日現在の見込み数であり、実際の採用人数とは異なる場合があります。
- * 小学校の地域枠（気仙沼・東部・北部）、英語枠、特別支援学校枠、また、中学校、中・高、高等学校の特別支援学校枠の志願者は第2次選考から各出願枠で選考を行います。各出願枠の選考から漏れた場合、出願校種・教科の一般枠での選考対象となります。
- * 特別支援学校での採用を希望する場合でも、小学校、中学校、中・高、高等学校のいずれかの校種における特別支援学校枠での出願となります。ただし、必ずしも特別支援学校に配置されるとは限りません。
- * 中学校、中・高、高等学校の特別支援学校枠は採用予定人数により、採用可能な教科において選考を行います。特別支援学校枠での採用を行わない教科については、第2次選考では全員が一般枠での選考となります。
- * 志願に必要な免許状については、令和6年3月31日までに取得見込みである場合も含まれます。
- * 小学校の特別支援学校枠に出願する者で、幼稚園教諭の普通免許状も取得している者又は取得見込みの者は、特別支援学校幼稚園部に配置される可能性があります。
- * 採用予定人数により、取得している（取得見込みも含む）免許状を考慮して、本人の意向を確認の上、異なる校種や教科で名簿登載される場合があります。
- * 日本国籍を有しない者を採用する場合は、『期限を付さない講師』としての任用となります。

4 出願資格等

(1) 受験者全員：次の1)～4)のすべての事項に該当する者

- 1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
- 2) 令和6年4月1日時点で有効である志願する採用校種及び教科（科目）の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。
- 3) 昭和39年4月2日以降に生まれた者。（令和6年4月1日時点で年齢が60歳未満である者）
- 4) 県内どこにでも勤務できる者。

【今後の予定】

今後、児童生徒の減少による学校数の減少や小規模校の増加などが見込まれていることから、できる限り複数の校種や教科の普通免許状を取得していることが望ましいこととし、今後も様々な組合せの加点措置の対象を検討して、順次導入する予定です。

(2) 各選考の出願資格等（受験者全員に該当する出願資格に加えて、以下の事項に該当する者）

※ 採用枠について

- ・ 地域枠（気仙沼・東部・北部）：気仙沼教育事務所管内、東部教育事務所管内、北部教育事務所管内で勤務することを希望し、採用後10年程度当該地域で勤務できる方。
 - * 気仙沼教育事務所管内（気仙沼市・南三陸町）
 - * 東部教育事務所管内（石巻市・登米市・東松島市・女川町）
 - * 北部教育事務所管内（大崎市・栗原市・加美町・涌谷町・色麻町・美里町）
- ・ 英語枠：小学校教諭として、将来、英語指導について学校の中心となって活躍することを希望する方。
- ・ 特別支援学校枠：特別支援学校を中心に専門的な指導を行うことを希望する方。

※教科限定の資格について

高等学校情報を志願する場合	情報教諭の普通免許状と他の教科の高等学校教諭の普通免許状の両方を有する者又は令和6年3月31日までに両方を取得見込みの者。ただし、採用後は情報を主に担当するが、情報以外の所有免許状の授業を担当することもある。
---------------	--

(3) 第二希望制度

- 1) 中学校、高等学校の校種で共通問題を使用する国語・数学・英語において、相当の免許状を取得又は取得見込みである者は、中学校出願者が高等学校を、高等学校出願者が中学校を「第二希望」とすることができます。**願書の入力時に**、希望の有無を選択してください。
- 2) 中学校、中・高、高等学校に出願する者で、小学校教諭の普通免許状を取得又は取得見込みである者のうち、小学校へ配置されることも差し支えない者は、**エントリーシートの入力時に**、希望の有無を選択してください。
なお、希望する者は、願書又は履歴書に該当の免許状に関する記載と該当の「免許状の写し」の提出が必要になります。出願時点で取得見込みの場合は、「免許状の写し」の代わりに該当免許状の「取得見込証明書（原本）」の提出が必要になります。

5 特別選考等

- ・ 教職経験がある等特定の要件を満たす方は、第1次選考の一部試験が免除となる等の優遇措置があります。

第1次選考で優遇措置のある特別選考種	第1次選考の優遇措置内容	適性検査（受検対象）
A 教職経験者特別選考（P 4, 5 参照）	筆記試験（教養）免除	第1次選考合格者のみ
B 他県現職者等特別選考（P 6 参照）	筆記試験すべて免除	全員（詳細は8月下旬通知）
C 宮城県元職者特別選考（P 7 参照）	筆記試験すべて免除	全員（詳細は8月下旬通知）
D 前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者（P 8参照）	筆記試験すべて免除	全員（詳細は8月下旬通知）

- ・ 各特別選考の対象者であっても、一般選考に出願することは可能ですが、複数の選考種を同時に申し込むことはできません。
- ・ いずれの特別選考についても期日までに申し込む時に必要な書類を提出しない場合は、選考対象外となります。

A 教職経験者特別選考（栄養教諭Aは教職経験者特別選考に準じます）

(1) 出願資格

次の1)、2)のうちいずれかに該当する者

- 1) 令和2年4月1日から令和5年5月16日までの期間に、**宮城県立又は宮城県内の市町村立の学校**で勤務し、以下に該当する者。

出願時に、宮城県立又は宮城県内の市町村立の学校の講師^(注1)、非常勤講師^(注2)、実習助手、寄宿舎指導員、講師（養護担当）^(注3)、講師（栄養担当）^(注3)、実習助手（臨時）^(注3)又は寄宿舎指導員（臨時）^(注3)のいずれかとして勤務している者で、講師^(注1)、講師（養護担当）^(注3)、講師（栄養担当）^(注3)又は非常勤講師^(注2)としての経験が通算12月以上ある者。

ただし、非常勤講師としての経験は、以下のカウント方法によるものとする。

※ 非常勤講師の月数のカウント方法

- ・ 辞令の任用期間の月数に1/2を乗じて算出する。
- ・ 月に1日でも勤務実績がある場合には「1ヶ月」とみなす。
- ・ 同一月に複数の勤務経験がある場合には、いずれか一方の期間のみを対象とする。

- 2) 令和2年4月1日から令和5年5月16日までの期間に以下の①、②のいずれかに該当する者。

- ① **国内の国公立学校**で学校教育法第1条に定められた学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭としての経験が**通算24月以上ある者**。（休業等の取得者を除く）
- ② **国内の国公立学校**で講師^(注1)、講師（養護担当）^(注3)、講師（栄養担当）^(注3)としての経験が**通算24月以上ある者**。

(注1) 講師はいわゆる常勤講師であり、宮城県内の市町村が小・中学校で臨時的任用をしている教育職員（採用条件として教員の免許状の所有を定め、勤務時間が1週あたり38時間45分以上の者）を含みます。

(注2) 非常勤講師については、採用条件として教員の免許状の所有を定めているものとします。

(2) **出願方法** (詳細は、P 11「8 出願手続の詳細」を参照願います)
出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(3) **出願時に必要な書類** ☆印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日に持参してください。(注1)

提出する書類等	注 意 事 項
採用願書(様式第5号)☆	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。(注2)
履歴書(様式第6号) ☆	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入してください。 なお、虚偽の記載があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート ☆	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。
在職証明書	・様式を教職員課のWebページからダウンロードして関係機関に作成を依頼し、 <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
加点申請書【該当者】 * 加点対象に該当し、申請する場合	・加点申請書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・加点の詳細については、P 11「9 加点措置の要件等」を参照してください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等については Web ページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(4) **加点措置について** (詳細は、P 11「9 加点措置の要件等」を参照願います)

加点要件に該当する者は、第1次選考試験において加点します。ただし、資格要件を確認できる資料の提出が必要になります。たとえ要件を満たしていたとしても、提出期限までに申請や関係書類が提出されずに、資格等を確認できない場合は、加点措置を行いません。

(5) **適性検査**

第1次選考合格者のみ Web 受検対象となります。詳細については、第1次選考の結果にあわせて通知します。

(6) **その他**

「(1) 出願資格」の2) ①は勤務経験が受験予定の校種と同一の校種である必要はありません。例えば、特別支援学校での本務職員として勤務経験のある者も本県教員採用候補者選考の校種「小学校」、校種「中学校」などにこの選考枠で出願することができます。

B 他県現職者等特別選考

(1) 出願資格

宮城県以外の自治体において、令和2年4月1日から令和5年5月16日までの期間に学校教育法第1条に定められた学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭として継続して24月以上勤務していた経験のある者。

なお、出願する校種については、他都道府県採用時の校種が受験予定の校種と同一であることを原則とし、異なる校種に出願する場合は、「A 教職経験者特別選考」での出願対象となる。ただし、他都道府県において、特別支援学校の校種で採用されている者は、特別支援学校校種への出願に限り校種の制限をしない。

また、上記期間内で産前産後休暇及び育児休業を取得している者については、平成30年4月1日から令和5年5月16日までの期間で24月以上勤務していた経験がある者とする。

(2) 出願方法（詳細は、P11「8 出願手続の詳細」を参照願います）

出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(3) 出願時に必要な書類 ★印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日まで郵送してください。(注1)

提出する書類等	注意事項
採用願書(様式第5号)★	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。(注2)
履歴書(様式第6号) ★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入してください。 なお、虚偽の記載があった場合は、受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート ★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。
在職証明書	・様式を教職員課のWebページからダウンロードして関係機関に作成を依頼し、 <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に出願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(4) 加点措置について

第1次選考試験(筆記試験)が免除のため加点措置対象ではありません。

(5) 適性検査

全員がWeb受検対象となります。

(6) その他

適性検査及び第2次選考については、第1次選考の結果通知にあわせて8月17日(木)付けで発送を予定していますので、必ず確認してください。

C 宮城県元職者特別選考

(1) 出願資格

宮城県内の公立学校で本務教員として**36月以上**の勤務経験があり、出願時点で退職後**10年以内**の者。

36月以上の勤務経験は、**受験予定の校種・教科(科目)と同一であること**。例えば校種「小学校」で採用された者が、校種「中学校」に出願することはできません。ただし、校種「小学校」として名簿登載された者が、特別支援学校に配置され、36月以上の小学部での勤務経験があれば、小学校に出願することができます(校種「中学校」採用等も同様)。

(2) 出願方法 (詳細は、P11「8 出願手続の詳細」を参照願います)

出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(3) 出願時に必要な書類 ★印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日まで郵送してください。(注1)

提出する書類等	注意事項
採用願書(様式第5号)★	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。(注2)
履歴書(様式第6号) ★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入してください 。 なお、虚偽の記載があった場合は、受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート ★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。
在職証明書	・様式を教職員課のWebページからダウンロードして関係機関に作成を依頼し、 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に出願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(4) 加点措置について

第1次選考試験(筆記試験)が免除のため加点措置対象ではありません。

(5) 適性検査

全員がWeb受検対象となります。

(6) その他

適性検査及び第2次選考については、第1次選考の結果通知にあわせて8月17日(木)付けで発送を予定していますので、必ず確認してください。

D 前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者

(1) 出願資格

前年度(令和4年度)実施の令和5年度宮城県公立学校教員採用候補者選考第2次選考において、名簿登載にならなかった総合ランク「C」の受験者は、第1次選考の筆記試験(専門・教養)を免除します。ただし、前年度の教員採用候補者選考で受験した校種・職種・教科と同一の出願に限ります。

なお、令和5年度宮城県公立学校教員採用候補者選考(令和4年度実施)の「出願者名票」(原本)と第2次選考の「結果通知書の写し」の提出が必要です。期日まで書類の提出がない場合は、選考対象外となります。

(2) 出願方法(詳細は、P11「8 出願手続の詳細」を参照願います)

出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(3) 出願時に必要な書類 ★印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日まで郵送してください。(注1)

提出する書類等	注意事項
採用願書(様式第5号)★	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。(注2)
履歴書(様式第6号)★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入 してください。 なお、虚偽の記載があった場合は、受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート★	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。
前年度の「出願者名票(原本)」及び「結果通知書(写し)」	・「出願者名票」は、前年度の原本(写真及び押印あり)を提出してください。 ・第2次選考の「結果通知書」はコピーした写しを提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 令和5年5月26日(金)(当日消印有効) とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に出願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(4) 加点措置について

第1次選考試験(筆記試験)が免除のため加点措置対象ではありません。

(5) 適性検査

全員がWeb受検対象となります。

(6) その他

適性検査及び第2次選考については、第1次選考の結果通知にあわせて8月17日(木)付けで発送を予定していますので、必ず確認してください。

6 一般選考

- ・ 「5 特別選考等」に該当しない場合は一般選考になります。複数の選考種を同時に出願することはできません。
- ・ 期日までに申請時に必要な書類を提出しない場合は、選考対象外となります。

(1) 出願方法 (詳細は、P 11 「8 出願手続の詳細」を参照願います)

出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(2) 出願時に必要な書類 ☆印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日に持参してください。(注1)

提出する書類等	注意事項
採用願書(様式第5号)☆	・ 教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。(注2)
履歴書(様式第6号) ☆	・ 様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成し</u> 、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入してください。 なお、虚偽の記載があった場合は、受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート ☆	・ 様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成し</u> 、電子申請の際に添付してください。
加点申請書【該当者】 * 加点対象に該当し、申請する場合	・ 加点申請書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ 加点の詳細については、P 11 「9 加点措置の要件等」を参照してください。 ・ 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日(金) (当日消印有効) とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・ 配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日(金) (当日消印有効) とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・ 名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ 郵送 により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日(金) (当日消印有効) とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に出願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(3) 加点措置について (詳細は、P 11 「9 加点措置の要件等」を参照願います)

加点要件に該当する者は、第1次選考試験において加点します。ただし、資格要件を確認できる資料の提出が必要になります。たとえ要件を満たしていたとしても、提出期限までに申請や関係書類が提出されずに、資格等を確認できない場合は、加点措置を行いません。

(4) 適性検査

第1次選考合格者のみWeb受検対象となります。詳細については、第1次選考の結果にあわせて通知します。

7 障害者特別選考（宮城県内会場での実施となります）

(1) 出願資格

身体障害者手帳（1～6級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下、「障害者手帳等」という。）の交付を受けている者。ただし、障害者手帳等に有効期限が記されているものについては、出願時に有効期限内であること。採用予定人数は若干名を予定しています。

(2) 出願方法（詳細は、P11「8 出願手続の詳細」を参照願います）

出願は「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。

(3) 出願時に必要な書類 ☆印の書類は、受験番号交付後、浄書して第1次選考当日に持参してください。（注1）

提出する書類等	注意事項
採用願書(様式第5号)☆	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。（注2）
履歴書(様式第6号) ☆	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。 ※「賞罰欄」には、記載事項がある場合は詳細を、 特にない場合は「なし」と必ず記入 してください。 なお、虚偽の記載があった場合は、受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。採用後に虚偽の記載が判明した場合は懲戒処分を行う場合があります。
エントリーシート ☆	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成</u> し、電子申請の際に添付してください。
障害者手帳等の写し	・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日（金）（当日消印有効） とします。
加点申請書【該当者】 * 加点対象に該当し、申請する場合	・加点申請書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・加点の詳細については、P11「9 加点措置の要件等」を参照してください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日（金）（当日消印有効） とします。
配慮事項申出書【該当者】 * 受験上何らかの配慮を必要とする場合	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日（金）（当日消印有効） とします。
名簿登載猶予願い【該当者】	・名簿登載猶予願いの様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <u>郵送</u> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 * 締め切りは、 令和5年5月26日（金）（当日消印有効） とします。

(注1) その他、「切手貼付用紙」を含む提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

* 提出された書類等は返却しません。

* 書類不備及び記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。さらに、採用後に出願内容などに虚偽記載が判明した場合は、懲戒処分を行う場合があります。

(注2) 7月上旬までに電子申請システムを通して受験番号を付したものを各受験者に交付します。必ず、各自で**A4片面印刷**をし、履歴書及びエントリーシートとともに提出してください。

(4) 加点措置について（詳細は、P11「9 加点措置の要件等」を参照願います）

加点要件に該当する者は、第1次選考試験において加点します。ただし、資格要件を確認できる資料の提出が必要になります。たとえ要件を満たしていたとしても、提出期限までに申請や関係書類が提出されずに、資格等を確認できない場合は、加点措置を行いません。

(5) 適性検査

第1次選考合格者のみWeb受検対象となります。詳細については、第1次選考の結果にあわせて通知します。

8 出願手続の詳細

- 1) 出願方法：出願は、「電子申請」です。書面での申請は受け付けておりません。
宮城県教育庁教職員課の Web ページからの出願になります。申請にあたっては令和6年度宮城県公立学校教員採用 Web ページ上の「電子申請マニュアル」等を参照し、専用入力フォームに正確に入力してください。
〈URL〉 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>
※ ご利用場所のセキュリティ等により「みやぎ電子申請サービス」の利用が難しい場合がありますので、事前に電子申請が可能な通信環境にあるか確認してください。
- 2) 申し込みの際に取得した「**到達番号**」と「**問い合わせ番号**」は登録状況の確認の際に必要です。
- 3) 後日、「採用願書」（受験番号が付されたもの）と「出願者名票」（受験番号が付されたもの）を印刷する必要がありますので、印刷が可能な環境にある**PC（パーソナルコンピュータ）**から出願してください。
- 4) 電子申請が出願期間最終日の令和5年5月16日（火）午後5時までに完了しないと受付できません。

9 加点措置の要件等

対象は一般選考、教職経験者特別選考、障害者特別選考での受験予定者のみとなります。

次の加点要件に該当する者は、第1次選考試験において加点しますので、希望する者は**令和5年5月26日（金）【当日消印有効】**期限厳守で「加点申請書」及び「資格・スコアの証明書の写し」又は「免許状の写し」あるいは「取得見込証明書」を提出してください。たとえ要件を満たしていたとしても、提出期限までに申請や関係書類が提出されずに、資格等を確認できない場合は、加点措置を行いません。また、取得見込みの者が名簿登載までに免許状を取得できなかった場合には、名簿登載を取り消す場合があります。

グループ	加点要件	(加点)
I	特別支援学校教諭の普通免許状、又は盲学校・聾学校・養護学校教諭の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者 ※各校種の特別支援学校枠に出願する者も、申請がないと加点対象とはなりません。	5点
II	中学校教諭技術の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者 ※中学校技術に出願する者も、申請がないと加点対象とはなりません。	5点
III	高等学校教諭情報の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者 ※高等学校情報に出願する者も、申請がないと加点対象とはなりません。	5点
IV	小学校に出願する者で、幼稚園教諭の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者	5点
V	小学校に出願する者で、次のいずれかの資格・スコア・教員免許状を取得した者	
	①中学校教諭の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者	5点
	②高等学校教諭外国語(英語)の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者	
	①英語検定準1級以上 ②TOEIC730点以上 ③TOEFL(iBT)80点以上	5点
	①英語検定2級 ②TOEIC550～729点 ③TOEFL(iBT)60～79点	2点
VI	中学校又は中・高の校種に出願する者で、次のいずれかの教員免許状を取得した者	
	①小学校教諭の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者 ②出願教科以外の中学校教諭の普通免許状を取得あるいは取得見込みの者	5点
VII	中学校英語又は高等学校英語に出願する者で、次のいずれかの資格・スコアを取得した者	
	①英語検定1級 ②TOEIC880点以上 ③TOEFL(iBT)96点以上	5点
	①英語検定準1級 ②TOEIC730～879点 ③TOEFL(iBT)80～95点	2点
VIII	高等学校地理歴史又は公民に出願する者で、次の教員免許状を取得した者	
	高等学校教諭地理歴史の普通免許状と高等学校教諭公民の普通免許状の両方を取得あるいは取得見込みの者	5点

※ 上記加点要件における TOEIC および TOEFL(iBT)のスコアは、令和3年4月1日以降のものとしします。

※ 資格・スコアは、出願時までに取得済みのものを加点対象とします。

10 大学院修士課程又は教職大学院1年在籍者もしくは大学院修士課程、教職大学院進学予定者等への採用候補者名簿登載猶予について

- 第2次選考の結果、名簿登載となった者のうち、国内の大学院修士課程（通信制課程を除く）又は教職大学院へ進学する予定、もしくは在籍中の者に対して、大学院修士課程又は教職大学院を修了し、名簿登載となった出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得することを条件に採用候補者名簿への登載を猶予します。

【取得免許状・資格】

課程・科	出願校種・教科	免許
大学院修士課程 又は教職大学院	全ての校種・教科	合格した出願区分の校種・教科の専修免許状

- 採用候補者名簿への登載の猶予については、次のとおりとします。
 - 大学院修士課程又は教職大学院1年在籍者は、令和7年度採用候補者名簿に登載します。
 - 大学院修士課程又は教職大学院への進学予定者は、令和8年度採用候補者名簿に登載します。
- 名簿登載猶予の手続きは、次のとおりとします。
 - 名簿登載猶予を希望する者は、**「名簿登載猶予願い」を令和5年5月26日（金）【当日消印有効】までに宮城県教育庁教職員課へ郵送**してください。**この時点で提出のない者については、猶予を認めません。大学院の受験等の有無は関係なく、大学院進学を予定していて、この制度を活用する見込みのある者は必ず提出してください。**
 - 第2次選考の結果、名簿登載となった者で、1)の書類を提出した者は、第2次選考合格通知書に同封する「名簿登載猶予申請書」、「大学院合格通知書の写し」又は「大学院在学証明書」を**令和5年12月8日（金）【当日消印有効】**までに宮城県教育庁教職員課へ郵送してください。
 なお、この段階で大学院等への進学が決定していない場合、猶予を認めないことがあります。
 - 宮城県教育委員会が名簿登載猶予を認めた場合、該当者に許可書を郵送します。
- 大学院修士課程又は教職大学院1年在籍者にあつては、令和7年3月31日までに、大学院修士課程又は教職大学院進学予定者にあつては、令和8年3月31日までに、その課程等を修了できない場合並びに相当の専修免許状を取得できない場合には、名簿登載を取り消します。

11 出願時のFAQ

※ 出願に際しては、要項を読み込むとともに、ホームページ等で公表している注意事項等を必ず参考にしてください。

【受験資格に関すること】

- Q1** 講師経験者で、常勤講師として12月以上の勤務歴がありますが、一般選考で受験することは可能ですか。
- A1** 可能です。一定の条件を満たし、かつ所定の証明書を提出することで教職経験者特別選考での受験資格は得られますが、条件を満たしていれば、一般選考で受験することは可能です。その際には、出願に際して「選考種別」の欄において「1：一般・一般選考」を選択してください。
- Q2** 他県で現職として勤務していますが、教職経験者特別選考と他県現職者等特別選考の違いは何ですか。
- A2** 教職経験者特別選考は教職経験の校種を問わないのに対し、他県現職者等特別選考は他県採用時の校種と受験予定の校種が同一であることが必要です。さらに、本県教員採用候補者選考では校種「特別支援学校」を設定していないので、他県の校種「特別支援学校」で採用された者は、他県現職者等特別選考に出願することは原則できません。ただし、令和5年度（令和4年度実施）から、各校種の特別支援学校枠に限り、出願を可能としています。
- Q3** 教職経験者特別選考の講師歴の通算の仕方を教えてください。
- A3** 4ページにあるように、常勤講師、非常勤講師としての勤務がその月に1日でもあれば「1月」の経験とみなします。任用期間が5月31日～7月1日であれば「3月」の経験となります。ただし、非常勤講師の場合は、任用期間の月数に1/2を乗じますので、「1.5月」となります。
 病気休暇や育児休業の代替として任用され、被代替者の事由が消滅したことなどにより、発令された任用終期よりも早く任用が終了した場合には、終了日までの月数を数えますので注意してください。
- Q4** 大学院進学も考えていますが、名簿登載猶予はどのタイミングで手続きをすればいいですか。
- A4** 12ページにあるように、大学院の受験等の有無は関係なく、大学院進学を予定していて、この制度を活用する見込みのある者は「名簿登載猶予願い」を必ず提出してください。例年、大学院の合格発表後に名簿登載猶予ができないかとの

問合せがあります。5月の提出期限を過ぎたら受け付けることはできません。最終的には、名簿登載猶予の手続きをしている方のうち、大学院の受験状況を12月までに確認して猶予されるかどうかは確定します。

【電子申請について】

Q5 手順どおりに進めているのに、うまく進めません。どうすればよいですか。

A5 システム自体のトラブルや問合せは、システムを管理する会社で対応しておりますので、教育庁教職員課では対応できません。電子申請サービスヘルプデスク（0120-46-0688）へ受付時間内に連絡をとってください。
(受付時間：平日午前9時～午後5時)

Q6 電子申請をしたのですが、誤りなくできたか心配です。確認できますか。

A6 申請入力したデータが県に届くと、登録したメールアドレス宛てに、申請到達連絡メールが自動送信されます。また、申請をおこなった Web ページの「状況照会」から、申請後の取扱状況を確認することができます。「状況照会」をクリックして、申請者 ID とパスワードを入力してログインし、申請した際の「到達番号」を入力すると「審査中」等の取扱状況の確認が可能です。

Q7 電子申請をしたときの ID、パスワードを忘れてしまいました。どうすればよいですか。

A7 ID を忘れた場合、申請者 ID の再通知が受けられます。「みやぎ電子申請サービス」の「パスワード変更」をクリックし、さらに「申請者 ID の通知はこちら」をクリックすると、「申請者 ID 通知」画面になります。メールアドレスとパスワードを入力し送信ボタンを押すとメールアドレス宛てに再通知のメールが送信されます。
パスワードを忘れた場合は再登録が必要です。「みやぎ電子申請サービス」の「パスワードを忘れた方」をクリックし、ID・メールアドレスを入力し、再登録用 URL が記載されたメールを受信し、再登録を行ってください。
なお、一度設定された申請者 ID の変更はできません。

Q8 履歴書の学歴・職歴欄の年月日は、西暦で記載してもかまいませんか。

A8 記入例にならって和暦で記載するようにお願いします。
なお、必ず「履歴書記入上の注意」に従って作成してください。例年間違いが多い事項を以下に示します。
○学歴の大学については学部・学科まで正式名称を記載してください。
○職歴の職名については、教諭・常勤講師・非常勤講師、正規職員・臨時職員の区別を明確に記入してください。
○新卒の職歴欄の空欄や賞罰欄の空欄が多くあります。特に、これまでに懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けている場合は、必ず記載してください。該当する内容がなければ「なし」と記載してください。
なお、虚偽記載が確認された場合は名簿登載後であっても取り消し等の対応を行いますので注意してください。

【その他】

Q9 通信大学の科目履修生として免許状取得のための単位を修得しています。大学から免許状取得見込証明書は出せないといわれましたが、どうしたらいいですか。

A9 取得しようとしている免許状に関わる「学力に関する証明書」を大学に出してもらってください。未修得の単位がある場合は、「受講申込書」など科目の履修状況が確認できる書類の写しも合わせて提出してください。

Q10 受験会場はどこになりますか。

A10 第1次選考の筆記試験は、要項に記載されている会場のうち、受験校種ごとに分かれて受験することになります。実際にどの会場で受験するかは、7月上旬までに決定して、出願者名票を送信する際にお知らせします。

Q11 中・高保健体育で出願しましたが、出願者名票により間違いに気がきました。選択種目の変更はできますか。

A11 できません。電子申請は、出願者の責任の下に入力されていますので、出願締切後に変更することはできません。
なお、婚姻などによる改姓や引っ越しによる住所変更が生じた場合は速やかに問合せ先に連絡願います。

Q12 美術で受験しましたが、中学校と高等学校の校種は選べますか。

A12 第2次選考の個人面接の際に希望調査はしますが、採用時に希望どおりになるとは限りません。
(保健体育、音楽、家庭も同様です。)

Q13 現在自宅を購入し講師として働いていますが、名簿登載された場合、配置先の希望は考慮されますか。

A13 3ページにあるように、「県内どこにでも勤務できる者」ということを出願資格としています。よって、勤務先は全県を対象としており、配置に際して希望は取っていません。

12 第1次選考 ※対象者は「一般選考」「障害者特別選考」及び「教職経験者特別選考」への出願した者

(1) 当日について

1) 日時：令和5年7月22日（土）

日程及び選考内容

日	時刻	内容	注意事項
7月22日	9:00～9:30	受付（入室）	① 筆記試験（専門）、筆記試験（教養）共にマークシートの試験になります。 ② 筆記試験（専門）は教員として各校種・職種・教科（科目）で必要とされる専門知識等を問う問題。 ③ 筆記試験（教養）は教員として職務を遂行する上で必要な教育に関する法令、理論、知識、時事を問う問題。 ④ 高等学校の地理歴史、理科、工業の筆記試験（専門）は当該教科すべての領域にわたる共通問題と各自の専門領域の問題から構成されます。 ⑤ 中学校英語及び高等学校英語の筆記試験（専門）でリスニングテストは実施しません。
	9:40～9:50	諸注意・諸連絡	
	10:00～11:00	筆記試験（専門）	
	11:30～12:30	筆記試験（教養）	

2) 受験対象者：筆記試験（専門・教養） 一般選考、障害者特別選考
筆記試験（専門のみ） 教職経験者特別選考

※ 他県現職者等特別選考、宮城県元職者特別選考、前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において総合ランク「C」での出願者は第1次選考免除となります。第2次選考に関する通知は、第1次選考の合格通知にあわせて、令和5年8月17日（木）付けで発送予定です。

3) 会場：第1次選考の会場については、下記のとおりです。

なお、出願者各自の受験会場については、7月上旬に「出願者名票」を交付する際に通知します。

宮城県内会場	住所
宮城県仙台第一高等学校	〒984-8561 宮城県仙台市若林区元茶畑4
宮城県仙台二華中学校・高等学校	〒984-0052 宮城県仙台市若林区連坊1-4-1
宮城県工業高等学校・宮城県第二工業高等学校 (同一敷地内)	〒980-0813 宮城県仙台市青葉区米ヶ袋3-2-1
東京会場	住所
東京大学 駒場Iキャンパス 7号館 ^(注)	〒153-0041 東京都目黒区駒場3-8-1 【最寄り駅】京王井の頭線駒場東大前駅

(注) 出願の際、東京会場での受験を選択した場合のみ東京会場で受験できます。ただし、栄養教諭A、障害者特別選考への出願者の会場は宮城県内会場のみとなります。

4) 提出物

・受験者については、次の①～⑤を第1次選考当日に持参してください。

第1次選考時	① 採用願書（様式第5号）	→ 電子申請システムから交付された（受験番号が付された）採用願書を各自印刷し、写真を貼付したもの。 ^(注)
	② 履歴書（様式第6号）	→ 出願時に提出した履歴書を各自印刷したもの。
	③ エントリーシート	→ 出願時に提出したシートを各自印刷したもの。
	④ 出願者名票	→ 電子申請システムから交付された出願者名票（受験番号が付されているもの）を各自印刷し、採用願書と同一の写真を貼付したもの。 ^(注)
	⑤ 切手貼付用紙	→ 「切手貼付用紙」は、Webページの「各種様式」からダウンロードして各自印刷し、所定の切手を貼付したもの。 ※切手は必ず、94円切手1枚、260円切手1枚を貼付してください。

(注) 「採用願書」及び「出願者名票」については、7月上旬までに電子申請システムを通じて受験番号及び受験会場を記載の上、各受験者へ交付しますので、各自で印刷してください。

- ・第1次選考が免除される「他県現職者等特別選考」「宮城県元職者特別選考」「前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者」は、**令和5年7月22日（土）第1次選考当日**までに提出物①～③及び⑤を郵送してください。（当日消印有効）

5) 携行品

- ① P14 (1) 「4) 提出物」の5点
- ② 筆記用具（B又はHBの鉛筆、消しゴム、文字や図等のない無地の下敷き等）
- ③ 上履き（必要の有無については会場ごとに異なるので、出願後に示される「受験上の注意」で必ず確認してください。）
 - * 携行品について、後日、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ上で改めて連絡しますので、必ず確認してください。

(2) 選考基準

- ・筆記試験（専門）、筆記試験（教養）の結果を選考資料とし、願書・履歴書の記載内容等を勘案して総合的に選考します。
- ・筆記試験（専門）、筆記試験（教養）のいずれかにおいて著しく低い成績があった場合には、不合格となる場合があります。
- ・加点申請を行い、要件を満たしていることを確認できた者には、加点をします。

1) 筆記試験（専門） 配点は100点満点

校種・教科		主な評価の観点
小学校		・教員として必要な教科科目の専門的知識や指導力等を身に付けているか。
中学校	国語・社会・数学・理科・技術・英語	
中・高	保健体育・音楽・美術・家庭	
高等学校	国語・公民・数学・農業・商業・情報・福祉・英語・理療	
	地理歴史・理科・工業 (共通40点・専門60点)	
養護教諭		・養護教諭や栄養教諭として必要な専門的知識や指導力等を身に付けているか。
栄養教諭		

2) 筆記試験（教養） 配点は100点満点

選考内容	主な評価の観点
教養	・教員として必要な教養が習得できているか。

(3) 選考結果：令和5年8月17日（木）付けで郵送します。

受験者全員に対して郵送します。

なお、第1次選考結果には、筆記試験（専門）及び筆記試験（教養）の得点並びに選考結果の総合成績ランクを示し、各ランクの内容は右表のとおりとします。

また、**合格者には、適性検査についての連絡もあわせて郵送しますので必ず確認してください。**

第1次選考	
ランク	結果
A	合格者
C	不合格者の中で、上位20～30%程度である
D	不合格者の中で、Cランク以外である

(4) Web ページへの掲載

選考結果については、正式な発表は本人宛ての結果通知書によるものとなりますが、そのほか、受験者への情報サービスの一環として、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページに合格者の受験番号を掲載します。

- 1) URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>
- 2) 掲載期間：**第1次選考結果 令和5年8月17日（木）午前10時 ～ 8月30日（水）午後4時**

13 第2次選考 ※対象者は「第1次選考合格者」及び「第1次選考免除者」で適性検査を受検した者

(1) 当日について

- 1) 日時：令和5年9月5日（火）～7日（木）及び9月11日（月）～13日（水）のうち指定する1日で個人面接、集団討議を行います。また、実技のある教科（科目）は9月8日（金）に実技試験を行います。
- 2) 会場：第2次選考の会場については、下記のとおりです。

なお、第2次選考に関する連絡については、第1次選考結果を通知する際に郵送します。

個人面接Ⅰ，個人面接Ⅱ，集団討議，実技	住 所
宮城県総合教育センター	〒981-1217 宮城県名取市美田園2-1-4

- 3) 日程及び選考内容：日程については個人ごとに異なるので別途本人宛てに通知します。

- ① 個人面接Ⅰ，個人面接Ⅱ：複数の面接委員による面接を1人につき2回行います。
- ② 集団討議：1回行います。
- ③ 実技試験：次のとおりとします。

なお、詳細については、第1次選考結果通知及び発表後に宮城県公立学校教員採用情報Webページで公開します。

採用校種	教科	試 験 内 容	事前提供情報（◎注意事項・◆準備物）
中 ・ 高	保 健 体 育	【共通種目】 ・陸上競技，器械運動（マット），ダンス 《球技選択》以下の種目から事前申請した1種目 ・バスケットボール ・バレーボール	◎出願時に《球技選択》の中から1種目を選択してください。 ◆運動着 ◆運動靴（屋内用） ◆運動靴（屋外用）
	音 楽	【共通試験】 1 8小節程度の当日指定された旋律に伴奏をつけて，母音唱又は階名唱とピアノによる弾き歌い 2 7月上旬の「出願者名票」交付の時期にあわせてWebページで提示する3曲から，当日指定の1曲を自分でピアノ伴奏をしながら歌唱 《選択A》 ピアノ，管，弦，打楽器のうちの楽器で任意の1曲を演奏 《選択B》 歌曲，アリアから任意の1曲を演奏	◎出願時に，選択A，選択Bのいずれかを選択してください。 ◎【共通試験】1は，旋律にはコードネームがついています。なお，伴奏の際に，旋律を弾いても構いません。 ◎【共通試験】2は，調は問いません。原語で歌唱してください。また，ピアノ伴奏については，教科書程度とします。 ◎《選択A》及び《選択B》で伴奏を必要とする場合は，伴奏者を同伴してください。 ◎《選択A》でピアノ以外の楽器を使用する場合は各自持参してください。 ◎【共通試験】2，《選択A》及び《選択B》については，楽譜を持参しても構いません。 ◆上履き
	美 術	・絵画及び立体表現 ※ 時間は180分	◎課題は当日提示 ◆準備物は第1次選考結果発表後に提示予定
中学校 高等学校	英 語	・示された資料の朗読及び英語による面接	

※中・高家庭，高等学校福祉の実技試験は行いません。

※中・高保健体育の実技試験で，水泳と武道（柔道・剣道）は行いません。

4) 提出物 第2次選考当日に持参 (①～④は全員, *は該当者のみ) し, 受付で提出してください。

第 2 次 選 考 時	① 出願者名票	→ 第1次選考時の受付印のあるもの。 (第1次選考免除の方は受付印なし)
	② 最終学校の卒業証書の写し, 又は最終学校の長の卒業証明書又は修了証明書	→ 卒業見込みの者は「卒業見込証明書」の 原本 を提出してください。
	③ 教育職員普通免許状の写し (A4判) 又は免許状取得見込証明書 (これまでに免許更新講習修了確認, 延期又は免許の申請をした者は, 当該証明書の写しを併せて提出すること)	→ 免許状は, 該当するものだけではなく, 所有するすべての免許状の写し を1通ずつ提出してください。 なお, 婚姻等により免許状記載の名字が変更されている場合には, 戸籍抄本等改姓の内容がわかる書類を提出してください。
	④ 切手貼付用紙	→ 「切手貼付用紙」は, Webページの「各種様式」からダウンロードして各自印刷し, 所定の切手を貼付したもの。 ※切手は必ず, 94円切手1枚, 260円切手1枚を貼付 してください。
	* 管理栄養士又は栄養士の免許状の写し (「栄養教諭」に出願し, 認定講習等を受講し免許状を取得する予定の者)	→ 「栄養教諭」に出願し, 認定講習等を受講し免許状を取得する予定の者は, ③に替えて栄養教諭の免許状取得計画書 (第1次選考結果通知時に指示されたもの) と左記のもの。
	* 配慮事項申出書	→ 実技試験又は面接等において, 何らかの配慮を必要とする場合には, 事前に宮城県教育庁教職員課へ電話連絡の上, 郵送 により提出してください。*締め切りは 令和5年8月25日(金)(当日消印有効) とします。

(注) 個人面接で提出する自己アピール票 (原本および写し) は, 受付では提出しません。各面接室で提出する資料になります。

5) 携行品

- ① 上記4) の提出物
- ② 筆記用具
- ③ その他 (各教科・科目で実技試験受験時に必要な物)

* 携行品について, 後日宮城県公立学校教員採用情報 Web ページで改めて連絡しますので, 必ずご確認ください。

(2) 選考基準

- ・ 個人面接 (適性検査も含む), 集団討議及び実技試験の結果を選考資料とし, 第1次選考の成績, 願書・履歴書の記載内容等を勘案して総合的に選考します。
- ・ 個人面接 (適性検査も含む), 集団討議及び実技試験のいずれかにおいて著しく低い評価があった場合には, 採用候補者名簿に登載しません。
- ・ 合格者は採用候補者名簿に登載します。

1) 集団討議及び個人面接

選考内容	評価区分	主な評価の観点
集団討議	・ 集団討議を総合的に評価し, AからDまでの4段階評定を行います。	・ テーマを正しく理解し, 目的意識や問題意識を持ち, 建設的な内容で討議ができるか。 ・ 他者とのコミュニケーションを円滑に行うことができる力を備えているか。
個人面接 I ・ 個人面接 II	・ 人物を総合的に評価し, AからDまでの4段階評定を行います。	・ 教育への情熱や学び続ける意欲等, 教員としてふさわしい資質と能力を備えているか。 ・ 心身共に健康であるかどうか。 ・ ものの見方や考え方が教育公務員としてふさわしいかどうか。

2) 実技試験：実技試験を行うすべての校種・教科についてAからEまでの5段階評定を行います。

校種・教科・実技内容			主な評価の観点
中・高	保健体育	・共通種目 ・球技選択	・体育実技を指導する上で必要な技能を理解し、身に付けているか。
	音楽	・共通試験 ・選択A又は選択B	・音楽を指導する上で必要な演奏技能や表現力を身に付けているか。
	美術	・絵画及び立体表現	・美術を指導する上で必要な技能や表現力を身に付けているか。
中学校 高等学校	英語	・朗読及び英語による面接	・英語を指導する上で必要な技能や能力等を身に付けているか。

(3) 選考結果：令和5年10月6日(金)付けて郵送します。

受験者全員に対して郵送します。

なお、第2次選考結果には、集団討議、個人面接及び実技試験の評定並びに選考結果の総合成績ランクを示し、各ランクの内容は右表のとおりとします。

第2次選考	
ランク	結果
A	採用候補者名簿に登載される者
C	不合格者の中で、上位20～30%程度である
D	不合格者の中で、Cランク以外である

(4) Web ページへの掲載

選考結果については、正式な発表は本人宛ての結果通知書によるものとしますが、そのほか、受験者への情報サービスの一環として、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページに合格者の受験番号を掲載します。

1) URL： <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

2) 掲載期間： 第2次選考結果 令和5年10月6日(金) 午前10時～10月19日(木) 午後4時

(5) 追加名簿登載制度

第2次選考結果で「Cランク」となった受験者は、教員需給上名簿登載の追加が必要となった場合、追加で名簿登載となる場合があります。ただし、追加の通知は、令和6年1月19日(金)までに行います。

(6) 総合ランク「C」の優遇措置

1) 受験者の特別選考制度

第2次選考において総合ランク「C」になった者は、令和7年度宮城県公立学校教員採用候補者選考(令和6年度実施)で**第1次選考の筆記試験(専門、教養)を免除**します。

※ 次年度の出願時に前年度の「出願者名票」(原本)と第2次選考の「結果通知書の写し」の提出が必要です。

※ 次年度の出願は前年度と同一の校種・職種・教科とします。

※ この制度への出願は当該年度選考に限ります。

2) 講師の優先的な任用

令和6年度、当該校種・職種・教科で欠員等が生じた場合に、優先的に臨時的任用職員(常勤講師)又は会計年度任用職員(非常勤講師)として任用します。

※ 優先的な任用を希望する場合は、電子申請により講師登録が必要です。あわせて結果通知に同封した「総合ランク「C」講師任用希望票」に必要事項を記入して、郵送してください。

※ 優先的な任用を希望したとしても、任用を必ず保証するものではありません。

14 全般に関する留意事項

- 1) 出願書類受付後に受験する校種・職種及び受験教科(科目)を変更することは認めません。また、第1次選考及び第2次選考いずれにおいても受験科目等のうち1つでも受験しなかった場合には、原則として選考の対象外とします。
- 2) 第1次選考において、所定の写真を貼付した**出願者名票(受験番号が付されているもの)**を持参しなかった者については、原則として受験を認めません(出願者名票に関する問合せは**7月13日(木)の午後5時まで**受け付けます)。
- 3) 第2次選考において、所定の写真を貼付した出願者名票(第1次選考受験者は第1次選考時の受付印のあるもの)を持参しなかった者については、原則として受験を認めません。
- 4) 第1次選考の筆記試験(専門)及び筆記試験(教養)において、開始時刻30分以降は入室を認めません(公共交通機関の遅れによる場合を除きます)。また、適性検査においては、受験対象者で指定の期間中に受験を完了しなかった者については、原則として選考の対象外とします。
- 5) 第2次選考の実技試験において、運動着等の実技試験に必要な物を忘れた場合は、原則として受験を認めません。
- 6) 令和6年4月1日現在で所有する教員普通免許状が有効であるか不明な時は、担当までお問い合わせください。
- 7) 願書及び履歴書には、必ず受験者本人に連絡がとれる住所、電話番号等を記載してください。特に、試験当日の緊急連絡が生じることも想定して、電話番号については常に連絡がとれる番号を登録してください。
- 8) 荒天、災害等の緊急の事態により日程を変更する場合や、実施方法等に関して何らかの変更が生じた場合には、宮城県公立学校教員採用候補者選考の Web ページおよび Twitter でお知らせします。

15 名簿登載・採用

- ・ 第2次選考の結果で合格した者は「令和6年度宮城県公立学校教員採用候補者名簿」に登載し、採用内定とします。
- ・ 名簿登載の有効期間は、令和6年4月1日から1年間とします。
なお、令和6年3月31日までに免許状が取得できない場合又は令和6年4月1日に効力を失っている場合は、原則として登載を取り消します。
- ・ 人事異動の観点から、異なる校種や教科で配置される場合もあります。

16 勤務条件等

(1) 給与 (令和5年4月1日現在)

- ・ 初任給

区分	小・中学校及び義務教育学校	県立高校・県立特別支援学校
大学院(修士)修了	249,480円	249,480円
大学卒	226,408円	226,408円
短大卒	203,644円	203,644円

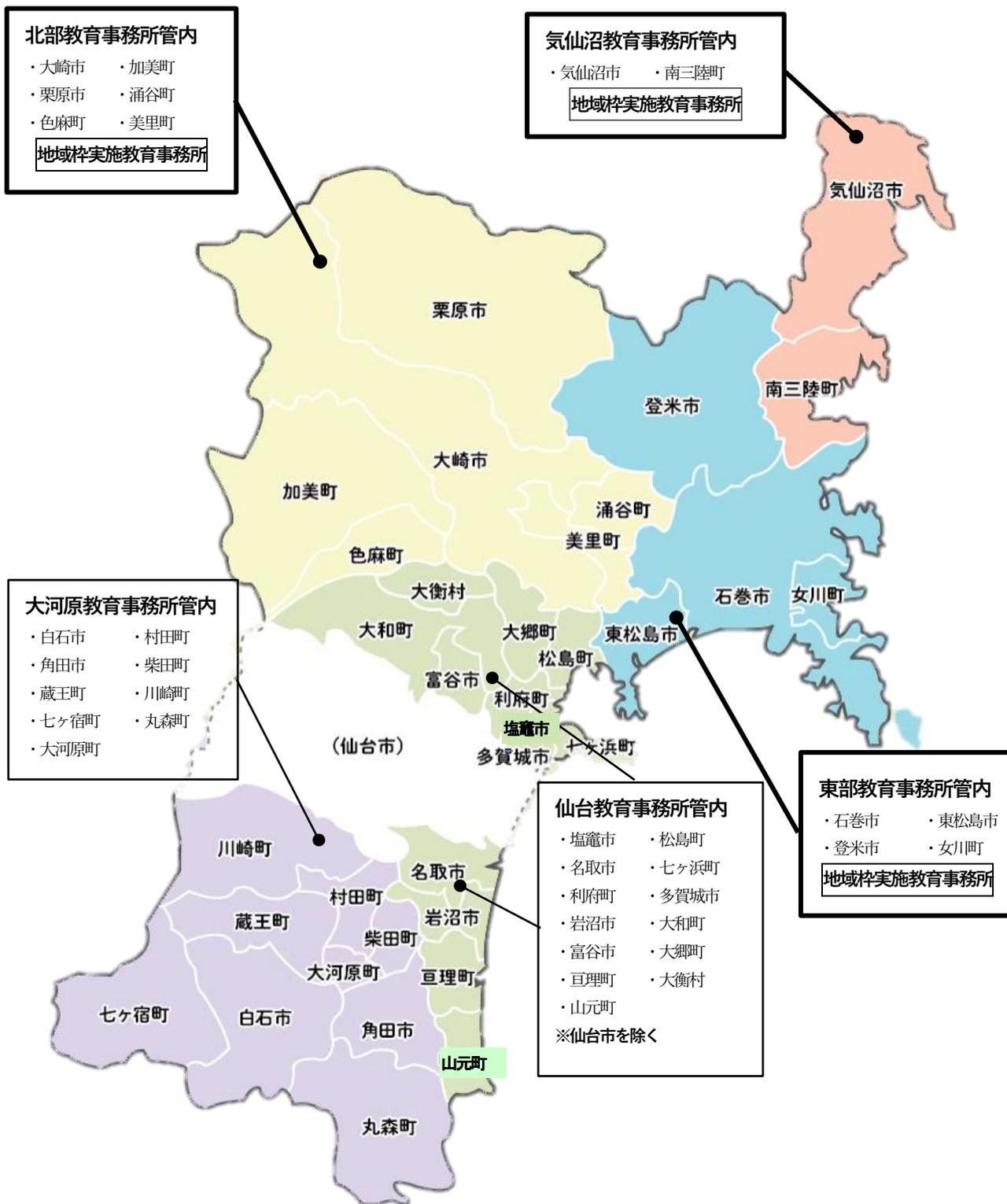
※上記の初任給については教職調整額(4%)及び義務教育等教員特別手当を含むものとなります。

- ・ 前歴加算 講師等(民間企業等も含む)の職歴がある場合には、この初任給に一定の基準による加算があります。
- ・ 諸手当 地域手当(給料+教職調整額+扶養手当の合計額の4.5%~1.5%)、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間4.4ヵ月)などがそれぞれの要件により支給されます。

(2) 勤務時間等

- ・ 勤務時間 1週間について38時間45分
- ・ 休日等 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
- ・ 休暇等 年次有給休暇(4月1日採用の場合は年間15日)、産前産後休暇、育児休業等

宮城県内の教育事務所担当市町村別略地図



問合せ先 : 宮城県教育庁教職員課 育成・免許班 TEL 022-211-3637

(土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

宮城県 教職員課

* 宮城県公立学校教員採用候補者選考に関する情報や、非常変災時の対応などについては、以下の Web ページ及び Twitter にてお知らせします。定期的にご覧いただきますよう、お願いします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

Twitter アカウント

宮城県教育委員会 (@miyagi_kyoiku)



問合せ・郵送先: 宮城県教育庁教職員課 育成・免許班

随時情報掲載

住所 〒980-8423 仙台市青葉区本町 3-8-1 TEL 022-211-3637

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

1 総括

(単位:人)

		全 日 制 課 程		定 時 制 課 程	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
中学校卒業予定者数 ※1		19,988	19,765	—	—
募 集 定 員 (a)		13,760	13,880	960	960
第 一 次 募 集	出 願 者 数	14,095	14,005	352	325 (3)
	出 願 倍 率 (倍)	1.02	1.01	0.37	0.34
	欠 席 者 数	165	177	8	8
	受 験 者 数	13,930	13,828	344	317 (3)
	受 験 倍 率 (倍)	1.01	1.00	0.36	0.33
	合 格 者 数 (b)	11,984	12,016	332	298 (3)
併設型中学校から併設型高等学校への入学※2		(200)	(202)	↑	
連 携 型 選 抜 ※3	募 集 人 数	(72)	(72)	(注) ()内数字は、社会人特別選抜合格者数で内数 令和5年度は社会人特別選抜受験者0名。	
	出 願 者 数	(48)	(45)		
	合 格 者 数	(47)	(45)		
第 二 次 募 集	募 集 人 数	1,779	1,880	628	663
	出 願 者 数	165	134	30	34
	受 験 者 数	163	133	30	32
	合 格 者 数 (c)	159	122	27	28
全 合 格 者 数 (d) = (b) + (c)		12,143	12,138	359	326
充 足 率 (%) (d) ÷ (a) * 100		88.2%	87.4%	37.4%	34.0%

※1 中学校卒業予定者数は、令和5年度は令和4年5月1日現在、令和4年度は令和3年5月1日現在の数字である。

※2※3 併設型中学校から併設型高等学校への入学及び連携型選抜の数値は、第一次募集の出願者数・受験者数・合格者数の内数である。

全国募集選抜※4	出願者数	受験者数	合格者数
	6	6	6

※4 第一次募集人数の外数である。

(単位:人)

		通 信 制 課 程 (一 期)		通 信 制 課 程 (二 期)	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
入 学 者 選 抜	募 集 定 員	450	450	50	50
	募 集 人 数	450	450	223	282
	出 願 者 数	206	173	9月受付	7
	受 験 者 数	206	171	9月実施	7
	合 格 者 数	206	171	9月実施	7

2 学科別出願者数・合格者数等

(1) 全日制課程

(単位:人)

	学 科	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	普通	8,760	9,755	8,077	236	75	8,152
2	農業	640	528	486	—	4	490
3	工業	1,480	1,422	1,310	—	13	1,323
4	商業	1,120	969	837	11	26	863
5	水産	240	131	136	—	3	139
6	体育	120	102	98	—	3	101
7	英語	80	89	80	—	0	80
8	家庭	120	87	77	—	3	80
9	看護	40	48	40	—	0	40
10	理数	120	185	120	—	0	120
11	美術	40	64	40	—	0	40
12	総合	840	535	526	—	32	558
13	福祉	40	37	37	—	0	37
14	災害科学	40	38	40	—	0	40
15	探究	80	105	80	—	0	80
	計	13,760	14,095	11,984	247	159	12,143

※ 中高一貫教育進学者数は、連携型選抜合格者数と併設型中学校から併設型高校への進学者数を合わせたもの。第一次募集合格者数の内数である。

(2) 定時制課程

(単位:人)

	学 科	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	普通	720	322	306	—	22	328
2	工業	240	30	26	—	5	31
	計	960	352	332	—	27	359

3 地区別出願者数・合格者数等(全日制課程)

(単位:人)

	地 区	募集定員	第一次募集		中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数			
1	刈田・柴田	1,160	1,029	974	—	32	1,006
2	伊 具	280	198	197	—	13	210
	南部地区	1,440	1,227	1,171	—	45	1,216
3	亶理・名取	960	1,007	861	—	12	873
4	仙 台南	2,320	3,030	2,291	104	3	2,294
	中部南地区	3,280	4,037	3,152	104	15	3,167
5	仙 台北	2,720	3,553	2,704	—	3	2,707
6	塩 釜	1,040	1,162	1,016	—	6	1,022
7	黒 川	480	414	410	—	0	410
	中部北地区	4,240	5,129	4,130	—	9	4,139
8	大 崎	1,240	1,003	925	96	16	941
9	遠 田	440	261	253	—	6	259
10	登 米	560	467	461	—	2	463
11	栗 原	520	363	338	—	22	360
	北部地区	2,760	2,094	1,977	96	46	2,023
12	石 巻	1,440	1,200	1,150	—	44	1,194
13	本 吉	600	408	404	47	0	404
	東部地区	2,040	1,608	1,554	47	44	1,598
	総 計	13,760	14,095	11,984	247	159	12,143

※ 中高一貫教育進学者数は、連携型選抜合格者数と併設型中学校から併設型高校への進学者数を合わせたもの。第一次募集合格者数の内数である。

4 学科別出願倍率

H31は後期選抜, H24は一般入試

(単位:倍)

学 科		出願倍率					
		R5	R4	R3	R2	H31	H24
1	普通	1.11	1.09	1.04	1.10	1.18	1.27
2	農業	0.83	0.84	0.79	0.84	1.13	0.94
3	工業	0.96	0.97	0.93	0.97	1.08	1.21
4	商業	0.87	0.79	0.73	0.85	0.95	1.28
5	水産	0.55	0.49	0.65	0.73	0.77	0.97
6	体育	0.85	0.93	0.96	0.88	1.28	1.54
7	英語	1.11	1.09	0.90	1.11	0.89	1.22
8	家庭	0.73	0.82	0.82	0.86	0.95	1.06
9	看護	1.20	1.45	1.15	1.18	1.50	1.50
10	理数	1.54	1.57	1.23	1.50	1.40	1.29
11	美術	1.60	1.18	0.93	1.30	1.45	1.00
12	総合	0.64	0.66	0.71	0.82	0.79	1.12
13	福祉	0.93	0.65	0.58	0.48	0.40	—
14	災害科学	0.95	0.98	1.38	1.03	1.04	—
15	探究	1.31	1.79	—	—	—	—
全日制課程		1.02	1.01	0.96	1.03	1.11	1.23
定時制課程		0.37	0.34	0.36	0.37	0.36	0.49

5 地区別出願倍率(全日制課程)

H31は後期選抜、H24は一般入試

(単位:倍)

地 区		出願倍率					
		R5	R4	R3	R2	H31	H24
南部地区		0.85	0.76	0.76	0.80	0.84	0.96
中部南地区		1.23	1.20	1.15	1.17	1.30	1.46
中部北地区		1.21	1.20	1.14	1.21	1.39	1.48
北部地区		0.76	0.78	0.73	0.82	0.78	0.97
東部地区		0.79	0.80	0.78	0.85	0.84	0.98
総 計		1.02	1.01	0.96	1.03	1.11	1.23

6 学力検査の結果(速報値)

教科別得点・総点の平均等

(満点は各教科とも100点)

(単位:点)

	項目/教科等	国語	数学	社会	英語	理科	総点
全日制	平均	70.9	45.6	68.0	57.1	58.8	300.4
	最高	99	100	100	100	100	490
	最低	2	0	3	0	0	33
	前年度平均	58.0	58.2	57.3	54.7	58.9	287.0
定時制	平均	40.3	11.0	28.6	18.2	26.9	125.1
	最高	94	63	76	73	71	334
	最低	4	0	0	0	6	39
	前年度平均	31.1	15.0	24.2	16.2	24.2	110.8

7 第一次募集の追試験について

- 3月13日(月)実施の「追試験」について
受験者 25人(うち新型コロナウイルス感染症対応に係る受験者10人)
- 3月23日(木)実施の「第二次募集の日程に合わせた追試験」について
受験者 1人

8 その他

令和5年度公立高等学校入学者学力検査の分析結果 7月下旬発表予定

【教育指導班関係】

令和5年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

《 高等部 》														(R5. 4. 1現在) (単位:人)
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次		不合格者数	②第二次		不合格者数	合計			備考 (二次募集実施状況)
					受検者数	合格者数		受検者数	合格者数		受検者数	合格者数	入学者数	
視覚	視覚支援学校	普通科	3	11	3	3	0	0	0	0	3	3	3	出願なし
		保健医療科	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし
		小計	—	19	3	3	0	0	0	0	3	3	3	
聴覚	聴覚支援学校	産業工芸科	3	8	2	2	0	0	0	0	2	2	2	出願なし
		機械システム科	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし
		被服科	3	8	3	3	0	0	0	0	3	3	3	出願なし
		理容科	3	8	1	1	0	0	0	0	1	1	1	出願なし
		小計	—	32	6	6	0	0	0	0	6	6	6	
肢体	船岡支援学校	普通科	3	20	11	11	0	0	0	0	11	11	11	出願なし
病弱	西多賀支援学校	普通科	3	11	1	1	0	1	1	0	2	2	2	○
	山元支援学校	普通科	3	3	1	1	0	0	0	0	1	1	1	出願なし
特別支援学校(視・聴・肢・病)小計			—	85	22	22	0	1	1	0	23	23	23	
知的障害	光明支援学校	普通科	3	25	33	33	0				33	33	33	
	石巻支援学校	普通科	3	35	26	26	0	3	3	0	29	29	29	○
	気仙沼支援学校	普通科	3	19	9	9	0	0	0	0	9	9	9	出願なし
	名取支援学校	普通科	3	22	26	26	0				26	26	26	
	角田支援学校	普通科	3	19	26	26	0				26	26	26	
	迫支援学校	普通科	3	19	14	14	0	3	3	0	17	17	17	○
	金成支援学校	普通科	3	19	13	13	0	0	0	0	13	13	13	出願なし
	古川支援学校	普通科	3	14	22	22	0				22	22	22	
	山元支援学校	普通科	3	19	8	8	0	0	0	0	8	8	8	出願なし
	西多賀支援学校	普通科	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出願なし
	利府支援学校	普通科	3	27	35	35	0				35	35	35	
	小松島支援学校	普通科	3	38	54	54	0				54	54	54	
	岩沼高等学園	産業技術科	3	40	36	36	0	1	1	0	37	37	37	○
	川崎キャンパス	産業技術科	3	8	8	8	0				8	8	8	
	小牛田高等学園	普通科	3	24	33	24	9				33	24	24	
女川高等学園	産業技術科	3	24	17	15	2	4	2	2	21	17	17	○	
特別支援学校(知的障害)小計			—	355	360	349	11	11	9	2	371	358	358	
合計			—	440	382	371	11	12	10	2	394	381	381	

《 専攻科 》														(R5. 4. 1現在) (単位:人)
障害種別	学校名	学科	修業年限	募集定員	①第一次		不合格者数	②第二次		不合格者数	合計			備考 (二次募集実施状況)
					受検者数	合格者数		受検者数	合格者数		受検者数	合格者数	入学者数	
視覚	視覚支援学校	理療科	3	8	2	2	0	0	0	0	2	2	2	
		保健医療科	3	8	1	1	0	0	0	0	1	1	1	
		小計	—	16	3	3	0	0	0	0	3	3	3	
聴覚	聴覚支援学校	産業工芸科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		機械システム科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		被服科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		理容科	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	—	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計			—	48	3	3	0	0	0	0	3	3	3	

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の改定について

1 計画の概要

- (1) 策定年月 平成30年3月
- (2) 計画期間 平成29年度～令和6年度（8年間）
- (3) 計画の主な内容等

本計画は、本県における特別支援教育の方向性を示している「宮城県特別支援教育将来構想（平成27年2月策定）」の目標具現化に向けた教育環境整備に関する具体的な取組を示したもの。

【主な項目】

- 1 県立特別支援学校の現状と課題
児童生徒数の推移、仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し等
- 2 整備方針
- 3 教育環境整備（ハード面）の諸対策
- 4 教育環境整備（ソフト面）の諸対策

2 計画改定の背景

計画策定以降、特別支援教育を取り巻く状況が大きく変化

- ・ 知的障害特別支援学校児童生徒数の増加
- ・ 国のGIGAスクール構想
- ・ 特別支援学校設置基準の公布 等



- ・ 特に知的障害特別支援学校小学部児童数の増加が顕著
- ・ 計画策定当時の推計によるピークよりもさらに増加する見込みであり、一層の狭隘化解消の取組が必要。

3 改定の主な内容

- (1) 児童生徒数の推移及び将来推計を更新
- (2) 教育環境整備（ハード面）の諸対策の追記
 - ・ 小松島支援学校松陵校への高等部設置に伴う本校化・分校の付け替え
 - ・ 閉校する隣接小学校校舎等の活用（古川支援学校） 等
- (3) 教育環境整備（ソフト面）の諸対策の追記
 - ・ インクルーシブ教育システムの推進
 - ・ ICT環境の整備の推進
 - ・ 地域と連携した魅力ある学校づくりの推進 等

4 改定の経緯

- ・ 令和4年6月 第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会（以下「審議会という。」）において、改定の方向性を提示
- ・ 令和5年1月 第2回審議会において、改定の中間案を提示
- ・ 令和5年3月 第3回審議会において、改定の最終案を審議・了承

第 2 期

県立特別支援学校教育環境整備計画

（改定版）

令和 5 年 3 月

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	県立特別支援学校の現状と課題	2
1	狭隘化の現状と課題	
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し	
(3)	軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の現状	
(4)	特別支援学校設置基準と教室不足への対応等	
ア	特別支援学校設置基準と教室不足の課題	
イ	教室不足に伴う学習指導上の課題	
ウ	教室不足に伴う児童生徒の安全管理上の課題	
エ	その他の課題	
(5)	これまでの狭隘化対策	
2	障害の多様化	
(1)	小・中学校の特別支援学級(知的障害及び自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加	
(2)	医療的ケア対象児童生徒の増加等	
3	地域における特別支援学校のセンター的機能の強化	
4	校舎等の老朽化対策等	
5	I C T教育の推進	
III	整備方針の見直しの視点	13
IV	整備方針	14
V	教育環境整備計画	15
1	教育環境整備(ハード面)の諸対策	
	[完了]	
	取組1 小松島支援学校松陵校の設置	
	取組2 西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置	
	取組3 名取支援学校名取が丘校の設置	
	取組4 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築	
	取組5 小牛田高等学園仮設実習棟設置(リース)	
	[継続・新規]	
	取組6 校舎等の老朽化対策(視覚支援学校の改築等)	
	取組7 (仮称)秋保かがやき支援学校の新設	
	取組8 小松島支援学校松陵校の高等部設置及び本校化	
	取組9 閉校する隣接小学校校舎等の活用(古川支援学校)	
	取組10 余裕教室の活用	
	教育環境整備実施計画(ハード面/年次計画)	
2	教育環境整備(ソフト面)の諸対策	
	[継続・新規]	
	取組11 学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し	
	取組12 医療的ケア実施体制の充実	
	取組13 特別支援学校のセンター的機能の強化	
	取組14 複数の障害種による併置化, 学科の再編	
	取組15 インクルーシブ教育システムの推進	
	取組16 I C T環境の整備の推進	
	取組17 地域と連携した魅力ある学校づくりの推進	
	取組18 給食の安定的な提供	
3	現時点で着手している学校の整備計画	
VI	進行管理	24
VII	おわりに	24

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（改定）

I はじめに

宮城県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」（以下「整備計画」という。）を、平成30年3月には「第2期整備計画」を策定し、県立特別支援学校の教育環境の整備を進めてきたが、本県の県立特別支援学校に就学する児童生徒数は増加が続いており、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校では、狭隘化の解消に至っていない状況にある。

一方、国においては、平成26年1月、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」（注1）の理念が示された「障害者の権利に関する条約」（注2）を批准するとともに、関連する国内法等の整備を進め、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしており、特別支援教育の一層の充実が求められている。

こうした国内外の動向から、本県においては、平成27年に今後10年間の計画期間とした「宮城県特別支援教育将来構想」（以下、「将来構想」という。）を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」との基本的な考え方のもと、特別支援教育を推進しているところである。

この「将来構想」では、喫緊の課題の一つとして、県立知的障害特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び高等学園（注3）の新設や収容定員の拡大に向け検討するとしているほか、多様な教育的ニーズへの的確な対応や、特別支援学校のセンター的機能の充実、強化に向けて取り組むとしている。

この「将来構想」を策定後、令和2年には、国から、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを柱とする「GIGAスクール構想」が打ち出され、また令和3年には、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」や医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止等を柱とする「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されるなど、ここ数年だけでも、特別支援教育を取り巻く環境は、大きく変化している。

このような、国や社会の動向を踏まえ、特別支援教育の一層の充実に期待する幼児・児童生徒や保護者等のニーズに応えるため、「将来構想」で示した令和6年度までの「第2期整備計画」を見直し、改めて具体的な取組を示すものである。

（注1） インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

（注2） 障害者の権利に関する条約 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

（注3） 高等学園 特別支援学校の一つで、軽い知的障害があり、中学校、中等教育学校中学部及び特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、将来の職業的自立を目指し、職業教育に重点を置いた教育を行う。宮城県では高等学園という名称で設置している。

II 県立特別支援学校の現状と課題

1 狭隘化の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

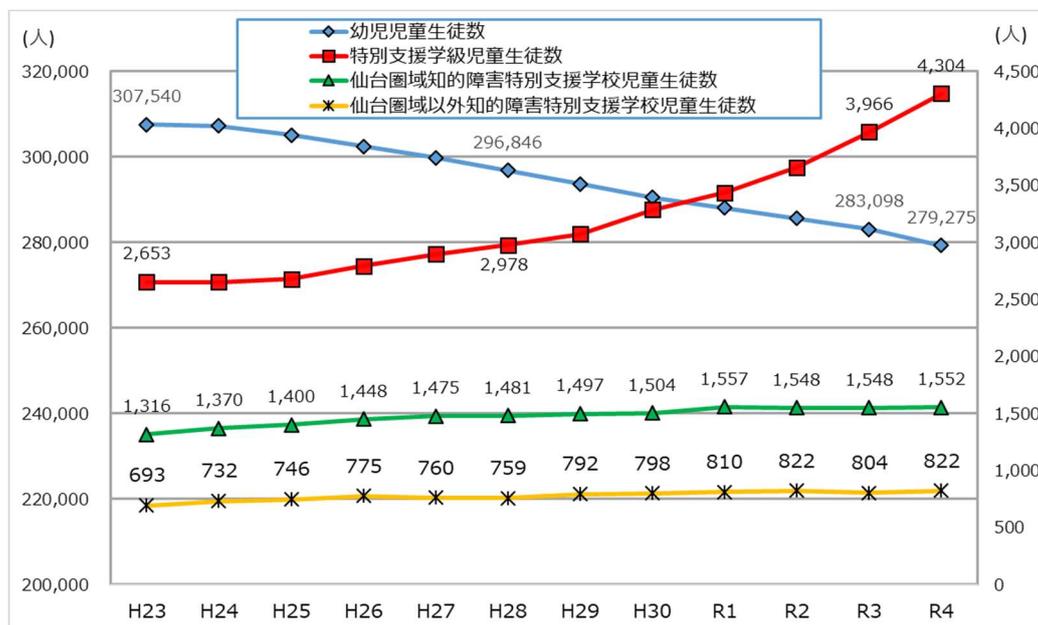
我が国では、1980年代から子どもの数が減少し始め、令和3年の年少人口（15歳未満人口）は、1,478万人と、昭和23年に学校基本調査が開始されて以来過去最低となった。

こうした中、全国の特別支援学校の児童生徒数は、令和3年度は平成23年度の約1.2倍となっており、本県の特別支援学校の児童生徒数（小学部・中学部・高等部本科）の推移を見ても、ここ10年間で約1.10倍となっている。その中でも、知的障害特別支援学校における児童生徒数は、ここ10年間で1.13倍に増加している。

また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数も急激に増加しており、ここ10年間で1.62倍となっている（図1）。本県においては、中学校の特別支援学級を卒業した生徒の大多数が、特別支援学校の高等部又は高等学園に進学しており、このことが、特別支援学校の狭隘化を進行させた一因と分析している。

なお、令和3年度では、知的障害特別支援学校の中学部・中学校の特別支援学級の生徒数が、高等部・高等学園の生徒数を301人、仙台圏域だけを見ても247人上回っており、今後も高等部・高等学園に入学する生徒数を注視していく必要がある。（表1）

図1 本県の特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移



出所：県教育委員会調べ（R4.5）

（注）数値は、各年度5月1日時点の在籍者数

表1 特別支援学校及び特別支援学級における知的障害児童生徒数の推移

区分		(単位:人)			
		H23年度	H28年度	R3年度	
知的障害	小	特別支援学校	560	541	698
		特別支援学級	1,566	1,660	2,483
		小計	2,126	2,201	3,181
	中	特別支援学校	429	472	421
		特別支援学級	799	976	1,113
		小計	1,228	1,448	1,534
	高	特別支援学校	837	1,002	933
		高等学園	183	225	300
		小計	1,020	1,227	1,233
計		4,374	4,876	5,948	
その他の障害	小	特別支援学校	99	70	73
	中	特別支援学校	71	71	54
	高	特別支援学校	99	80	105
	計	269	221	232	
合計		4,643	5,097	6,180	

(注1)小中学校特別支援学級の児童生徒数は、知的障害と自閉症・情緒障害のみの数字。
 (注2)その他の障害は、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の4障害を合計したもの。

左のうち仙台圏域		(単位:人)		
		H23年度	H28年度	R3年度
小	特別支援学校	363	380	485
	特別支援学級	978	1,055	1,643
	小計	1,341	1,435	2,128
中	特別支援学校	279	319	309
	特別支援学級	470	626	692
	小計	749	945	1,001
高	特別支援学校	540	652	621
	高等学園	134	130	133
	小計	674	782	754
計		2,764	3,162	3,883

- 〈仙台圏域の特別支援学校〉
- ・光明支援学校
 - ・利府支援学校、利府支援学校富谷校、利府支援学校塩釜校
 - ・名取支援学校、名取支援学校名取が丘校
 - ・小松島支援学校、小松島支援学校松陵校
 - ・山元支援学校、西多賀支援学校、岩沼高等学園
 - ・宮城教育大学附属特別支援学校(国立)
 - ・いずみ高等支援学校(私立)、仙台みらい高等学園(私立)
 - ・鶴谷特別支援学校(仙台市立)

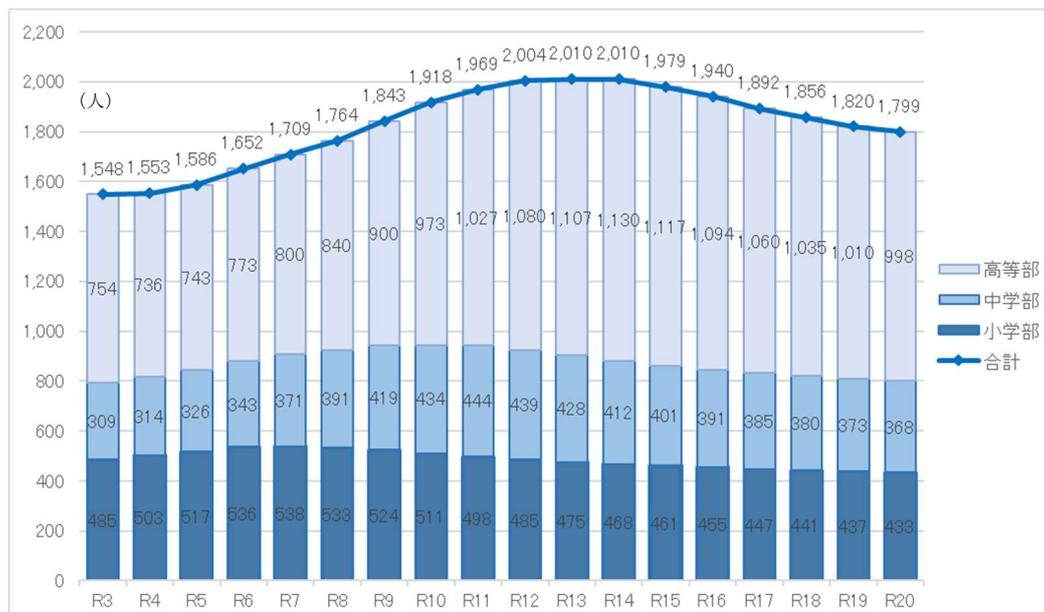
出所：県教育委員会調べ（R4.5）

(2) 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し

仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後10年間は増加を続け、令和12～14年度にピークを迎え、令和3年度よりも460人程度増加する見通しとなっている。学部別では、小学部が令和7年度、中学部が令和11年度、高等部が令和14年度にそれぞれピークを迎え、以降緩やかに減少する見通しとなっている。（図2）

また、仙台圏域以外については、令和13年度までは緩やかに増加し、以降、緩やかに減少する見通しとなっている。（図3）

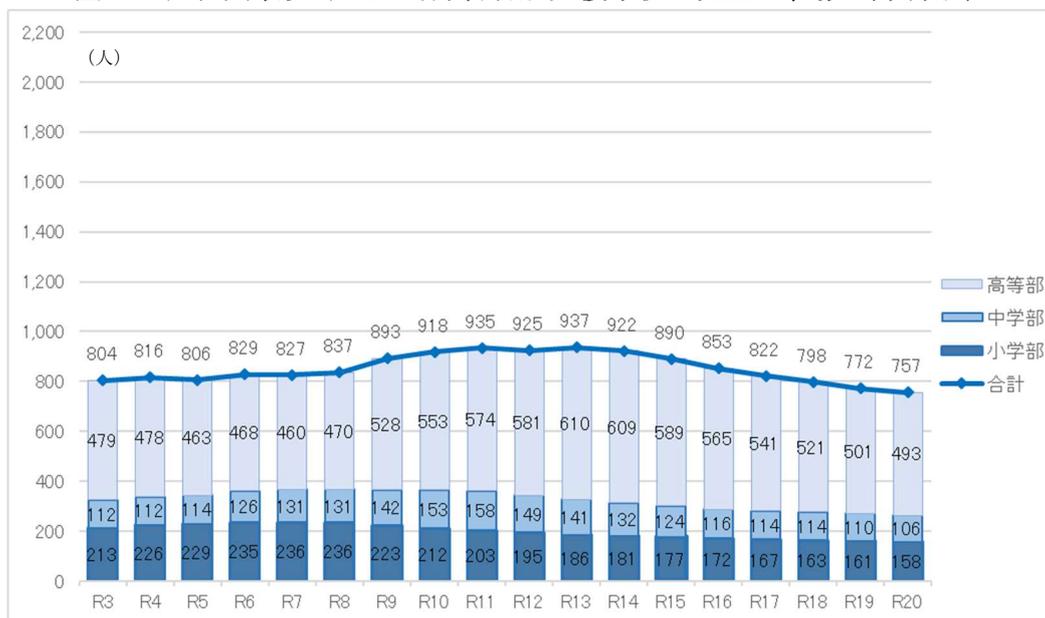
図2 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数（学部別）



出所：県教育委員会調べ（R4.5）※R4は実績，R5以降は推計

(注) 高等部には、高等学園の生徒数を含む。

図3 仙台圏域以外の知的障害特別支援学校の児童生徒数（学部別）



出所：県教育委員会調べ（R 4、5）※R 4は実績，R 5以降は推計

（注）高等部には，高等学園の生徒数を含む。

(3) 軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の現状

近年，増加している軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場として，本県では，昭和63年度に小牛田高等学園を設置・開校させ，以降令和3年度までに3校1分教室を整備してきたところである。

また，令和3年度には私立の高等学園が1校開校した。これらの状況から，近年では不合格者が多く生じる状況は緩和されてきており，令和4年度には，県立高等学園の募集定員に対して，出願者数が下回る状況となった。（表2・表3）

さらに，近年では，特別支援学級から，高等学校や専修学校等に進学する生徒が増加傾向にあり，進路選択の傾向に変化が見られる。（図4）

今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり，軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園をはじめ，多様な学びの場の整備について，入学者数等の推移を注視しながら対応していく必要がある。

表2 高等学園の整備状況

学校名	定員（1～3学年合計）	備考
小牛田高等学園	72人	昭和63年度開校
岩沼高等学園	120人	平成13年度開校
岩沼高等学園川崎キャンパス	24人	平成28年度開校
女川高等学園	72人	平成28年度開校

出所：県教育委員会調べ（R4.5）

参考（私立）

学校名	定員（1～3学年合計）	備考
支援学校仙台みらい高等学園	72人	令和3年度開校

出所：県教育委員会調べ（R4.5）

表3 高等学園の入学出願者数の推移

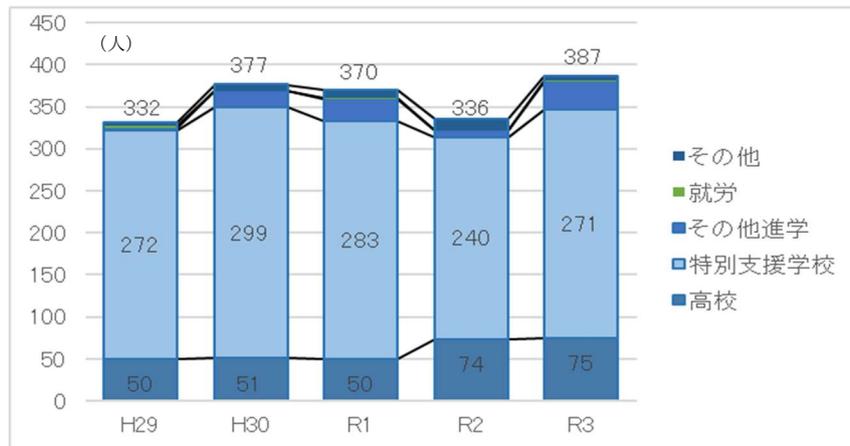
（単位：人）

年度	募集定員数	出願者数	入学者数	不合格者数	備考
H25	56	106	65	41	定員：小牛田（16） 岩沼（40）
H26	64	112	68	44	定員：小牛田（16） 岩沼（48）
H27	64	87	64	23	定員：小牛田（24） 岩沼（40）
		4	4	0	
H28	96	98	90	8	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		2	2	0	
H29	88	149	89	60	定員：小牛田（16） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		12	4	8	
H30	96	126	100	26	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		0	0	0	
H31	96	111	94	17	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		3	2	1	
R2	96	122	91	31	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		11	7	4	
R3	96	110	96	14	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		0	0	0	
R4	96	89	83	6	定員：小牛田（24） 岩沼（40） 女川（24） 川崎（8）
		1	0	1	

出所：県教育委員会調べ（R4.5）

（注）下段は第二次募集の結果

図4 県内中学校特別支援学級卒業後の進路



出所：県教育委員会調べ（R4.4）

（注）特別支援学校には、高等学園の生徒数を含む。

(4) 特別支援学校設置基準と教室不足への対応等

ア 特別支援学校設置基準と教室不足の課題

国は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月24日に、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となる「特別支援学校設置基準」を公布した。基準の中で、既存施設については当分の間、設置基準によらないことができることとされたが、「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」（3文科初第1076号）において、可能な限り速やかに対応するよう努めることとされた。

この設置基準による校舎等の必要面積は、児童生徒数を基に算出されるが、令和4年度の児童生徒数を基に試算した結果、県立特別支援学校26校中、校舎については9校、運動場については13校において基準を下回った。（表4）

また、令和3年10月に文部科学省において実施した教室不足調査では、本県において今後整備が必要な教室数として59教室を計上している。（表5）

表4 既存校の校舎及び運動場面積と設置基準必要面積の試算（R4.5.1現在）

学校名	設置基準（案）による必要面積					現有面積					充足率	
	幼・校舎	小中・校舎	高・校舎	① 校舎計	② 運動場	幼・校舎	小中・校舎	高専・校舎	③ 校舎計	④ 運動場	③/① 校舎	④/② 運動場
視覚	190	1,230	564	1,984	3,600	改築工事中			4,642	3,676	234%	102%
聴覚	314	1,238	580	2,132	3,600	415	4,776	3,953	9,144	7,492	429%	208%
聴覚小牛田	170	950	0	1,120	2,400	106	1,634	0	1,740	0	155%	0%
光明	0	5,438	3,942	9,380	3,600	0	5,213	4,935	10,148	5,728	108%	159%
船岡	0	2,530	2,072	4,602	3,600	0	3,779	3,906	7,685	2,628	167%	73%
拓桃（肢体）	0	1,732	0	1,732	3,600		4,739		4,739	594	274%	17%
拓桃（病弱）												
西多賀（病弱）	0	1,493	805	2,298	3,600		3,825		3,825	594	166%	17%
西多賀（知的）												
山元（病弱）	0	1,111	720	1,831	3,600		3,959	452	4,411	4,701	241%	131%
山元（知的）												
金成	0	1,286	622	1,908	3,600	0	3,213	404	3,617	4,288	190%	119%
角田	0	2,204	1,568	3,772	3,600	0	3,009	404	3,413	7,500	90%	208%
角田白石校	0	1,070	0	1,070	3,600	0	338	0	338	0	32%	0%
石巻	0	3,068	1,788	4,856	3,600	0	3,859	2,599	6,458	10,627	133%	295%
気仙沼	0	1,367	688	2,055	3,600	0	2,026	1,306	3,332	2,054	162%	57%
古川	0	4,112	2,162	6,274	3,600	0	2,111	2,211	4,322	657	69%	18%
名取	0	4,197	2,008	6,205	3,600	0	3,533	1,798	5,331	1,778	86%	49%
名取名取が丘	0	1,313	0	1,313	2,400	0	1,143	0	1,143	0	87%	0%
小牛田	0	0	2,220	2,220	3,600	0		3,373	3,373	7,722	152%	215%
利府	0	4,010	2,624	6,634	3,600	0	3,015	2,483	5,498	1,938	83%	54%
利府富谷	0	1,907	0	1,907	2,400	0	1,645	0	1,645	0	86%	0%
利府塩釜	0	1,367	0	1,367	2,400	0	1,023	0	1,023	0	75%	0%
迫	0	1,961	798	2,759	3,600	0	2,406	1,486	3,892	4,740	141%	132%
岩沼			3,360	3,360	3,600			5,491	5,491	19,242	163%	535%
岩沼川崎												
小松島	0	4,605	2,932	7,537	3,600	0	3,208	1,745	4,953	3,885	66%	108%
小松島松陵	0	1,583	0	1,583	3,600	0	3,722	0	3,722	1,094	235%	30%
女川	0	0	2,160	2,160	3,600			4,409	4,409	23,329	204%	648%
（参考）仙台南部		3,806	5,720	9,526	3,600				10,523	5,112	110%	142%

◎ 現有面積が設置基準（案）の必要面積を下回っている学校

・ 校舎 9校／26校中

角田白石校：32% ， 小松島：66% ， 古川：69% ， 利府塩釜校：75% ，
利府：83% ， 名取：86% ， 利府富谷校：86% ， 名取名取が丘校：87% ， 角田：90%

・ 運動場 13校／26校中

拓桃：17% ， 西多賀：17% ， 古川：18% ， 小松島松陵校：30% ，
名取：49% ， 利府：54% ， 気仙沼：57% ， 船岡：73%
聴覚小牛田校，角田白石校，名取名取が丘校，利府富谷校，利府塩釜校の分校5校は0%

表5 知的障害特別支援学校の教室不足数（令和3年度）

（単位：室）

知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	小学部	中学部	高等部	特別教室	
光明支援学校	1	3	7	8	59
角田支援学校	1		4	2	
気仙沼支援学校				1	
古川支援学校	4	1		4	
名取支援学校	1	1		4	
利府支援学校	1	1	1	2	
利府支援学校富谷校	2			1	
小松島支援学校		2	2	5	

出所：県教育委員会調べ（R3.10）

イ 教室不足に伴う学習指導上の課題

特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状況や、それを踏まえた教育的ニーズに応じて、グループ編成を変えることで教育効果の向上を図っているが、教室不足や狭い環境下では、効果的な学習を提供することが困難となっている。

また、音楽室や図書室、作業学習室等を普通教室に転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限される学校が生じている。

ウ 教室不足に伴う児童生徒の安全管理上の課題

自閉症の児童生徒は、密集状況によるストレスから情緒的に不安定な状態になりやすく、情緒不安定になった時には、他の児童生徒から離れ、情緒を落ち着かせるための部屋が必要である。こうした部屋を普通教室に転用したことに伴い、個別対応が困難になっている。

また、医療的ケアの必要な児童生徒は年々増加しており、定員を超過している教室では、児童生徒同士の接触等による事故が起きないように、細心の注意を払いながら教育活動を行っている。

さらに、特別教室を普通教室に転用している教室の中では、採光、換気、室温等の管理に、きめ細かく配慮しながら教育活動を行っている。

エ その他の課題

児童生徒数の増加により、給食提供可能数を上回り、給食指導を行う教員を含め一部の教員への給食供給ができない学校がある。また、児童生徒の多様化する食形態やアレルギーへの対応等、給食の安全・安心な提供が求められている。

その他、教育相談やPTA活動のための相談室や会議室等の確保が難しく、臨機応変な対応が求められている。

(5) これまでの狭隘化対策

本県では、狭隘化対策として、平成 23 年度から令和 3 年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により 102 教室、対象学区を全県とする高等学園を含めると、114 教室を整備したところである。

また、そのほか、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に一時転用するなどして、児童生徒の増加に対応してきたところである。（表 6）

表 6 知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狭隘化対策

年度	対 策 内 容	
H 2 3	①利府支援学校富谷校開校	富谷町立富ヶ丘小学校の一部に、小学部 9 教室を整備
	②利府支援学校プレハブ校舎設置	中学部 4 教室を整備
	③名取支援学校プレハブ校舎設置	中学部 4 教室を整備
H 2 6	④小松島支援学校開校	小学部・中学部・高等部、計 4 5 教室を整備
	⑤光明支援学校小学部棟増設	旧特別支援教育研修センターを改修し、1 3 教室を整備
H 2 8	⑥女川高等学園開校	高等部 9 教室を整備
	⑦岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3 教室を整備
H 2 9	⑧利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部 5 教室を整備
H 3 0	⑨小松島支援学校松陵校開校	旧仙台市立松陵小学校の敷地及び建物を借用、小・中学部 1 3 教室を整備
	⑩西多賀支援学校知的教室設置	重度重複学級 1 学級を整備
H 3 1	⑪名取支援学校名取が丘校開校	名取市立不二が丘小学校の一部に、小学部 5 教室を整備
H 3 1	⑫古川支援学校仮設校舎増改築	高等部 4 教室を整備
R 3	⑬学校法人三幸学園支援学校仙台みらい高等学園（私立）新設への助成	旧宮城県教育研修センター跡地の利活用による私立高等学園の誘致
R 3	⑭小牛田高等学園仮設校舎設置	高等部実習棟 2 室を整備



高等学園の新設
(女川高等学園)



高等学園産業技術科の実習室
整備 (流通サービスコース)
(女川高等学園)



高等学校の余裕教室を活用
した分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



小学校の余裕教室を活用した
分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



旧仙台市立小学校を活用した
分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



小学校の余裕教室を活用し
た分校の設置
(名取支援学校名取が丘校)



仮設校舎の増改築
(古川支援学校)



私立高等学園新設への助成
(仙台みらい高等学園)



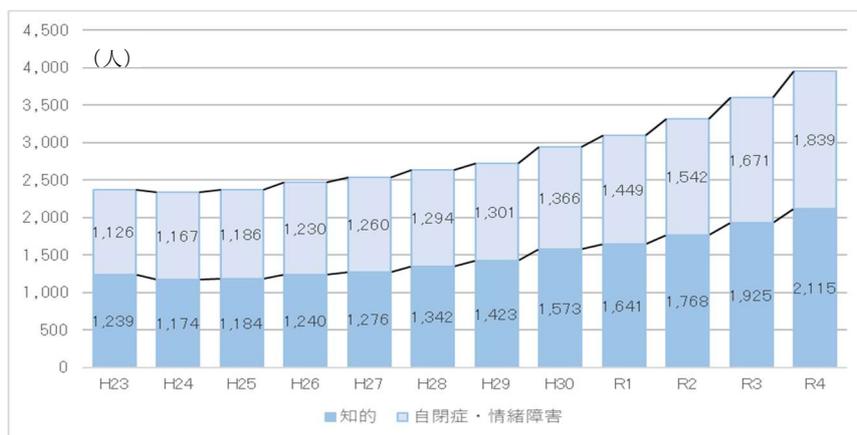
仮設校舎の設置
(小牛田高等学園実習棟)

2 障害の多様化

- (1) 小・中学校特別支援学級（知的障害及び自閉症・情緒障害）に在籍する児童生徒の増加
県内小・中学校の特別支援学級（知的障害及び自閉症・情緒障害学級）に在籍する児童生徒数は増加を続け、令和4年度には合わせて3,954人となっている。（図5）

その多くが中学校を卒業後に進学する傾向にあることから、自閉症・情緒障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図るため、特別支援学校や高校における指導内容や方法の工夫・改善が必要である。

図5 小・中学校特別支援学級（知的障害及び自閉症・情緒障害学級）に在籍する児童生徒数



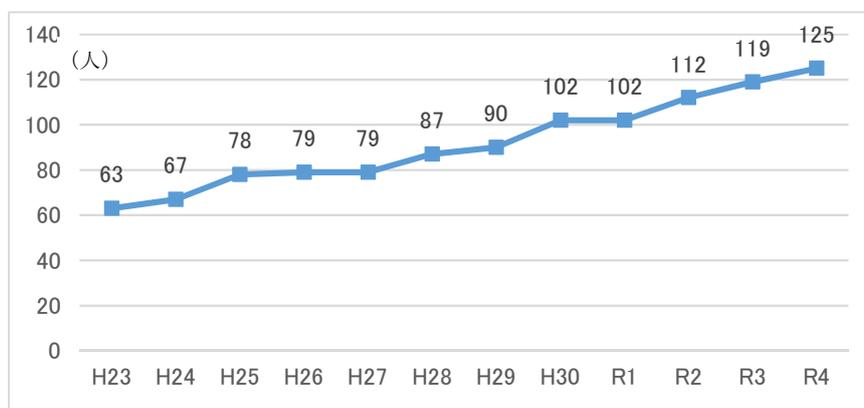
出所：県教育委員会調べ（R4. 5）

(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加等

県立の特別支援学校に在籍する医療的ケア対象児童生徒は、令和4年度には125人となり、平成24年度からの10年間で約2倍に増加している。（図6）

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、また、特別支援学校で学ぶ医療的ケア対象児童生徒は今後も増加することが予想されることから、保護者の負担軽減のほか、医療的ケア対象児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を、一層充実させていく必要がある。

図6 県立特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒数



出所：県教育委員会調べ（R4. 5）

3 地域における特別支援学校のセンター的機能の強化

県立特別支援学校における訪問相談件数については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時減少したものの、増加傾向にある。

一方、来校・電話相談件数については、増加傾向が継続しており、特に令和3年度には前年度と比較し約800件増えた。これらを含めた全体の相談件数も近年5,000件を超えている状況であり（表7）、引き続き特別支援学校のセンター的機能の強化が図られるよう整備を進める必要がある。

表7 県立特別支援学校の相談件数（平成28年度～令和3年度）

	来校・電話相談件数 (幼, 小・中・高・保護者等)	訪問相談件数 (研修会講師含む)	計
平成28年度	3, 704件	1, 321件	5, 025件
平成29年度	4, 530件	1, 604件	6, 134件
平成30年度	4, 335件	1, 683件	6, 018件
令和元年度	4, 175件	1, 576件	5, 751件
令和2年度	4, 432件	941件	5, 373件
令和3年度	5, 264件	1, 216件	6, 480件

出所：県教育委員会調べ（R4.5）

4 校舎等の老朽化対策等

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要であり、今後、各学校における教育活動に支障が生じないように、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築、長寿命化改修等について、計画的な整備を推進していかねばならない。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に現在の校舎が整備され、建築後約50年が経過し、校舎の老朽化が進んでいたことから、校舎、寄宿舎、屋内運動場等の改築に着手したところである。

このほか、聴覚支援学校は、昭和46～53年に、船岡支援学校は、昭和45～54年に現在の校舎等が整備され、経年による老朽化が進んでおり、老朽化した特別支援学校の改築や長寿命化改修等について、狭隘化の現状を勘案しながら順次進め、教育活動の充実に配慮した整備を進めていく必要がある。

5 ICT教育の推進

県立特別支援学校小学部・中学部においては、「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末の整備、高等部等においては、特別支援教育就学奨励費を活用したBYODによる1人1台端末の導入を進めてきたことから、タブレット等の情報端末の使用場面は学校生活の中で広まりつつある。また、日常生活においても、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が子供たちに急速に普及している。

令和元年度から4年間「特別支援教育プログラミング教育推進事業」を実施し、特別支援学校の授業においても、児童生徒の実態に応じて、タブレット等を含めたICTを活用した指導実践事例を積み重ねてきた。しかし、特別支援学校に在籍する全ての児童生徒に対して、個々の特性や発達の段階等に応じたICTを活用した学習場面を設定することは難しく、学習機会が十分に提供されるには至っていない。

今後は、学習機会を確保するために、同時双方向型遠隔授業に取り組ませたり、情報端末を活用した家庭学習等に取り組ませたりするなど、ICT環境の整備とその活用を一層充実させる必要がある。加えて、児童生徒が情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル教育を一層推進していく必要がある。

Ⅲ 整備方針の見直しの視点

本県における知的障害特別支援学校における児童生徒数は、増加傾向にあるものの、「第2期整備計画」策定時の見込みからは下回る水準で推移している。

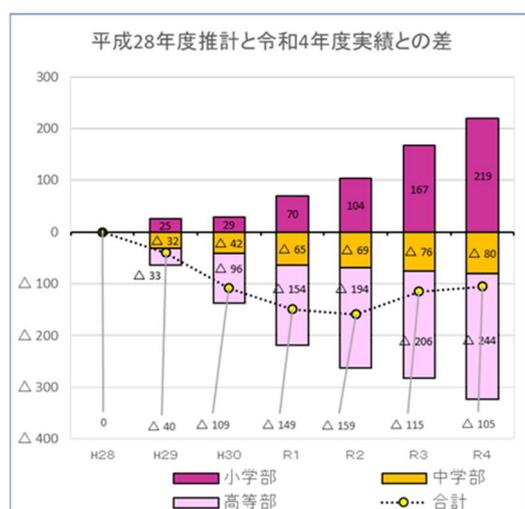
「第2期整備計画」策定時の推計では、令和4年度の県内の知的障害特別支援学校の在籍者数は、小学部・中学部・高等部合わせて2,479人を見込んでいたが、実績ではこれを下回る2,374人と推計よりも105人少なかった。しかし、学部別に推計と実績の差を比較すると、実績は、中学部では80人、高等部では244人少なくなっている一方で、小学部では219人多くなっている。つまり、平成29年度以降に特別支援学校の小学部へ就学した児童が、高等部を卒業するまで在籍すると仮定した場合、これまでのように小・中学校の特別支援学級から特別支援学校の中学部や高等部へ進学する生徒が横ばい又はわずかに減ったとしても、児童生徒数の総数は、今後も増加する可能性がある。

(図8)

さらに、増加が続いている小・中学校の特別支援学級(知的障害及び自閉症・情緒障害学級)で学ぶ児童生徒や医療的ケア対象児童生徒等、多様な障害を有する児童生徒への学習環境の充実も求められている。

こうした状況の変化を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備と、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に過ごすことができる条件整備に取り組み、インクルーシブ教育システムの一層の推進を図っていく必要があるとともに、誰一人取り残さず、学校、保護者、地域全員で子供たちを育み、物事を一緒に創っていく「共修・共創の場」としての学校づくりも併せて検討していく必要がある。また、県立特別支援学校の狭隘化の解消と、ICT教育環境をはじめとした設備等の充実を図り、学習の質・効果を高めていくことが、ますます重要となっている。

図8 知的障害特別支援学校平成28年度児童生徒数推計と令和4年度までの実績との差



出所：県教育委員会調べ（R4.5）

IV 整備方針

- 1 多様な進路希望を踏まえた、インクルーシブ教育システムの推進に向けた教育環境を整備する。
- 2 特別支援学校設置基準を下回る学校（地域）に対する追加対策と特別支援学校設置基準を大幅に上回る学校の在り方を踏まえ、今後の狭隘化対策を検討する。
- 3 老朽化対策の実施に当たっては、狭隘化の現状を勘案しながら検討する。
- 4 地域における特別支援学校のセンター的機能を強化する。
- 5 学校の卒業後の生活も見据えた切れ目ない支援に向けて、教育環境を整備する。

V 教育環境整備計画

1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

[完了]

取 組 1
小松島支援学校松陵校の設置
(1) 供用開始年度 : 平成 30 年度 (2) 設 置 場 所 : 旧仙台市立松陵小学校 (仙台市泉区松陵) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模 : 小・中学部 8 学級 (30~40 人程度) (4) そ の 他 : 地域利活用による学校開放を行う

取 組 2
西多賀支援学校 (病弱) に知的障害を併置
(1) 供用開始年度 : 平成 30 年度 (2) 設 置 場 所 : 西多賀支援学校 (仙台市太白区鉤取本町) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模 : 小・中学部, 高等部児童生徒 5 学級 (15~20 人程度) ③病弱の小学部・中学部・高等部に知的障害を併置

取 組 3
名取支援学校名取が丘校の設置
(1) 供用開始年度 : 平成 31 年度 (2) 設 置 場 所 : 名取市立不二が丘小学校内 (名取市名取が丘) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童 ②規模 : 小学部児童 5 学級 (15~20 人)

取組 4

古川支援学校の仮設校舎の増改築

- (1) 供用開始年度 : 平成 31 年度
- (2) 設置場所 : 古川支援学校 (大崎市古川飯川字熊野)
- (3) 内容 : 規模 : 4 教室

取組 5

小牛田高等学園の仮設実習棟設置 (リース)

- (1) 供用開始年度 : 令和 3 年度
- (2) 設置場所 : 支援学校小牛田高等学園 (遠田郡美里町)
- (3) 内容 : 小牛田高等学園の生徒増加に伴う狭隘化解消
規模 平屋建 約 200 m² + 渡り廊下
教室等 2 教室, 準備室, トイレ, 収納等
リース期間 令和 3 年 4 月 1 日 ~
(令和 2 年度に建築し, 令和 3 年度から供用開始)

[新規・継続]

取組 6

校舎等の老朽化対策 (視覚支援学校及び聴覚支援学校の改築等)

- (1) 視覚支援学校寄宿舎改築
 - ① 供用開始年度 : 令和 2 年度
 - ② 設置場所 : 視覚支援学校 (仙台市青葉区上杉)
- (2) 視覚支援学校校舎改築
 - ① 供用開始年度 : 令和 7 年度
 - ② 設置場所 : 視覚支援学校 (仙台市青葉区上杉)
- (3) 聴覚支援学校校舎等改築
 - ① 供用開始年度 : 令和 10 年度
 - ② 設置場所 : 聴覚支援学校 (仙台市太白区八本松)
- (4) その他
視覚支援学校及び聴覚支援学校以外についても, 順次計画的に老朽化対策を進めていく。

取組 7

(仮称) 秋保かがやき支援学校の新設

- (1) 供用開始年度 : 令和 6 年度
- (2) 設置場所 : 旧拓桃医療療育センター及び旧拓桃支援学校の跡地
(仙台市太白区秋保町湯元)
- (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒
②規模 : 36 学級 (210 人程度)
③学部 : 小学部・中学部・高等部 (普通科・産業技術科)

取組 8

小松島支援学校松陵校への高等部設置及び本校化

- (1) 供用開始年度 : 令和 7 年度 (分校供用開始 : 平成 30 年度)
- (2) 設置場所 : 旧仙台市立松陵小学校 (仙台市泉区松陵)
- (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒
②規模 : 高等部児童生徒 13 学級 80~90 人程度
- (4) 本校化 : ①小松島支援学校から独立, 本校へ昇格
②利府支援学校富谷校を本校化する小松島支援学校松陵校の分校へ変更

取組 9

閉校する隣接小学校校舎等の活用 (古川支援学校)

- (1) 供用開始年度 : 令和 8 年度
- (2) 設置場所 : 旧大崎市立志田小学校 (大崎市古川飯川字熊野)
- (3) 内容 : 隣接する大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用

取組 10

余裕教室の活用

児童生徒数の減少等を背景とした, 県立高校や市町村立学校の閉校後の跡地や余裕教室・空き教室を活用し, 特別支援学校の分校等の設置を検討していく。

教育環境整備実施計画（ハード面／年次計画）

目的	対 策	年 度									
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年 以降	
狭 隘 化 対 策	取組 1 【完了】 小松島支援学校松陵校の設置	工事	供用開始								
	取組 2 【完了】 西多賀支援学校に知的障害を併置	工事	供用開始								
	取組 3 【完了】 名取支援学校名取が丘校の設置	設計・工事		供用開始							
	取組 4 【完了】 古川支援学校の仮設校舎の増改築		工事	供用開始							
	取組 5 【完了】 小牛田高等学園の仮設実習棟設置（リース）			設 計 ・ 工 事	供用開始						
	取組 7 【継続】 （仮称）秋保かがやき支援学校の新設					設 計 ・ 工 事		供用開始			
	取組 8 【新規】小松島支援学校松陵校への 高等部設置及び本校化						設 計 ・ 工 事		供用開始		
	取組 9 【新規】閉校する隣接小学校校舎等 の活用（古川支援学校）						検 討				
	取組 10 【継続】 余裕教室等の活用	検 討（必要に応じて整備）									
	老 朽 化 対 策	取組 6 校舎等の老朽化対策	視覚支援学校 寄宿舎の改築	設 計 ・ 工 事		供用開始					
視覚支援学校 本校舎の改築							設 計 ・ 工 事		供用開始		
聴覚支援学校 本校舎等の改築								設 計 ・ 工 事			
その他			順次計画的に整備								

2 教育環境整備（ソフト面）の諸対策

取組 11

学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し

(1) 目的

学習指導要領改訂に伴い、現在及び将来にわたり必要な資質・能力を児童生徒一人一人が確実に育む教育を実現するため、教育課程の見直しを図る。

(2) 内容

- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
障害の重度・重複化，発達障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図る。
- 自立と社会参加に向けた教育の充実
幼稚部，小学部，中学部，高等部段階のキャリア教育や進路指導の充実を図る。
- 学びの連続性を重視
各学部や各段階，幼稚園，小・中・高等学校とのつながりを強化し，学びの連続性を図る。
- 交流及び共同学習の推進
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

取組 12

医療的ケア実施体制の充実

(1) 目的

特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者の負担軽減，児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。

(2) 内容

- 医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し，経管栄養や喀痰吸引等を実施
- 児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の確保
- 巡回指導医及び巡回指導看護師の指導の下，より安全な医療的ケアを実施するための校内支援体制を整備
- 県全体の医療的ケア実施体制を把握し，幅広い視野から総括的に指導・助言を行う看護職員を常勤で配置することで，所属校のみならず，県全体の医療的ケア実施体制の整備を図る。
- 医療的ケア運営会議の開催
- 医療，福祉，専門家等との連携，協力を強化

取組 13

特別支援学校のセンター的機能の強化

(1) 目的

小・中，高等学校等で学ぶ，障害のある児童生徒への支援を強化するため，支援を担う特別支援学校の教員の専門性の計画的な養成とともに，特別支援学校の免許を有する教員の採用を進める。

(2) 内容

- 地域支援コーディネーター研修の実施
- 特別支援教育理解研修会の実施
- 管理職研修（小・中学校・高等学校，特別支援学校の校長，教頭等）の実施
- 特別支援教育コーディネーターによる未就学児の就学相談への参加
- 高等学校における通級による指導の実施に伴う高等学校支援の強化
- 福祉，医療，労働等関係機関との連携を強化

(3) その他

視覚支援学校・聴覚支援学校のセンター的機能の強化による，就学前の教育相談と県内全域にわたる教育支援の充実

取組 14

複数の障害種による併置化，学科の再編

(1) 目的

知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数は横ばいかやや減少することが推測される。このことを踏まえ，知的障害以外の特別支援学校の有効活用や社会の変化に対応した学科の再編を図る。

(2) 内容

- 肢体不自由や病弱等の特別支援学校に知的障害の併置や併設を検討
- 視覚支援学校，聴覚支援学校の学科の見直しについて検討
- 知的障害特別支援学校高等部の就労コースの充実

取組 15

インクルーシブ教育システムの推進

(1) 目的

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。

(2) 内容

- 「共に学ぶ教育」モデル事業の推進
- 特別支援教育システム整備事業（居住地校学習）の質的な充実
- 学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業の推進
- 市町村と連携した特別支援教育における体制整備

取組 16

I C T環境の整備の推進

(1) 目的

G I G Aスクール構想で進められた I C T環境の下、教育の質を向上させるため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実などの新しい学びの実践に向けた環境を整備する。

(2) 内容

- 児童生徒 1 人 1 台端末の整備をはじめとする I C T環境の整備
- 特別支援学校プログラミング教育の推進
- 特別な支援を要する児童生徒に対する I C T活用教育推進
- 病気療養中の児童生徒への同時双方向型学習環境の整備の検討

取組 17

地域と連携した魅力ある学校づくりの推進

(1) 目的

児童生徒の自己実現と、将来の生活自立に向けた支援の充実を図るため、学校と地域が学校目標を共有し、目標実現のため学校運営に地域の参画を促す取組を研究するとともに、特別支援学校の教育活動の内容を効果的に発信し、魅力ある学校づくりに資する取組を推進する。

(2) 内容

- 学校運営協議会を核とする特別支援学校魅力化の推進・研究
- 地域の教育資源を活用した社会を担う資質能力を育む実践的・体験的な学習活動の研究と開発
- 学校と地域の連携・協働に向けた研修会の実施
- 地域学校協働活動研修会の実施

取組 18

給食の安定的な提供

(1) 目的

特別支援学校における児童生徒数に応じた提供体制や多様化しているアレルギー等への対応について、給食の安定的な供給と安全・安心な提供に向けた環境を整備する。

(2) 内容

- 特別支援学校における給食調理業務委託
- 所在市町村からの給食提供
- 特別支援学校間（本校・分校間等）での親子方式（給食調理施設が整備された学校で自校分（親）と他校分（子）の調理を行い、子となる学校へ配送する方式。）による給食の実施を検討

3 現時点で着手している学校の整備計画

【教育環境整備（ハード面）】

⑥校舎等の老朽化対策
（視覚支援学校の改築等）

⑦（仮称）秋保かがやき支援学校の新設
〈小学部〉 〈中学部〉 〈高等部（普通科・産業技術科）〉

⑧小松島支援学校松陵校の高等部設置

⑨閉校後の校舎等の活用を検討
（古川支援学校）

【教育環境整備（ソフト面）】

一人一人の教育的ニーズに応じた
適切な教育的支援

- 教育課程の見直し
- 障害の重度化，多様化への対応
- 医療的ケア実施体制の充実
- インクルーシブ教育システムの推進
- ICT環境の整備の推進
- 給食の安定的な提供



地域における特別支援学校の
センター的機能の強化

- 小・中学校，高等学校等への支援強化
- 特別支援教育コーディネーターの育成
- 高等学校，管理職を対象とした研修会の実施
- 保健，福祉，医療，労働等の関係機関との連携

地域と連携した魅力ある学校づくりの推進

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

VI 進行管理

障害のある児童生徒の教育環境を充実させていくためには、本計画の着実な取組が不可欠である。本計画に記載している検討事項については、PDCAサイクルを機能させながら、できるだけ早く具体化していくこととし、本計画の計画期間内での実現を目指していく。

また、障害のある児童生徒数の今後の推移や、高等学校における通級による指導の状況等も勘案しながら、必要に応じて見直しを行い、適切に整備を進めることとする。

VII おわりに

特別支援学校における学習の質・効果を高めていくためには、設置基準を満たした教育環境の速やかな整備が必要である。

特別な支援を要する児童生徒の増加や障害の多様化等、状況の変化を常に注視し、教育環境の在り方を継続して検討し、市町村等関係機関とも連携を図りながら、多様な学びの場の整備を推進していく。

第2期 県立特別支援学校教育環境整備計画 (改定版)

宮城県教育庁特別支援教育課

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-3432

FAX 022-211-3827

E-mail tokusei@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第1版

令和5年3月

宮城県・宮城県教育委員会

目次

前文

○はじめに	3
○本ガイドラインについて	3
○地域移行に伴う本県の目指す姿	4
○地域移行のスケジュールについて	4

I 学校部活動の方針

1 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	5
①学校の設置者及び校長による「部活動の方針」の策定	5
②各部活動の「活動計画」の作成	5
③「部活動の方針」と「活動計画」の様式	5
【活動計画の立案に当たって留意すべき事項】	6
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
①指導体制の構築	6
②研修の充実	7
③部活動指導員及び外部指導者の任用・配置	7
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点	7
(1) 適切な指導の実施	7
【指導に当たって留意すべき事項】	8
①学校組織全体での指導	8
②顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの	8
③禁止事項	9
④活動の充実	9
⑤事故防止対策等	10
⑥指導者間の連携	11
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	11
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	11
(1) 基本的な考え方	11
①学期中の休養日の設定	11
②長期休業中の休業日の設定	12
③1日の活動時間	12
④朝練習	12
【ハイシーズンの設定】	12
⑤実態を踏まえた工夫	12
⑥家庭との連携	12
(2) 方針等への反映	12
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備	13
5 学校部活動の地域連携	13
6 教職員のワークライフバランスの実現に向けて	14
7 地域移行に関わる中学校の対応について	14
(1) 中学校に求められる対応	14
①移行検討期間（令和5年度）	14
②改革推進期間（令和6年度から）	15

II 新たな地域クラブ活動の方針

1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	16
(1) 参加者	16
(2) 運営団体・実施主体	17
①地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	17
②関係者間の連携体制の構築等	17

(3) 指導者	18
①指導者の質の保障	18
【地域スポーツクラブ活動】	18
【地域文化クラブ活動】	18
②適切な指導の実施	18
③指導者の量の確保	19
④教師等の兼職兼業	19
(4) 活動内容	20
(5) 適切な休養日の設定	20
①学期中の休業日の設定	21
②長期休業中の休養日の設定	21
③1日の活動時間	21
④実態を踏まえた工夫	21
⑤家庭との連携	21
(6) 活動場所	21
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	22
(8) 保険の加入	22
3 学校との連携等	23
III 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組	
1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	24
2 検討体制の整備	25
(1) 協議会組織の設置	25
(2) 実態及びニーズの把握	25
(3) 関係者との連携等	25
(4) 学校の役割	25
(5) 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団等の役割	26
3 実施体制の例	26
(1) 市町村運営型	26
(2) 地域クラブ運営型	26
(3) 合同部活動による活動環境の確保	26
IV 大会等の在り方の見直し	
1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会について	27
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	27
(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	27
①大会等への参加の引率	27
【学校部活動】	27
【地域クラブ活動】	27
②大会運営への従事	27
(3) 生徒の安全確保	28
(4) 大会等の在り方	28
①参加する大会数の上限の目安	28
②参加する大会の精査	29
③多様な大会の開催	29
④生徒等の多様なニーズへの対応	29
⑤特別支援学校等に在籍する生徒の参画の推進	29
2 中学校体育連盟が主催する事業について	29
【参考資料等】	30
【本ガイドライン記載内容の所管課】	30

前文

＝はじめに＝

スポーツ・文化活動を通じた本県の子供たちの健全育成にご尽力いただいておりますすべての関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、心より敬意を表します。

この度、令和4年12月に、スポーツ庁並びに文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示しました。

少子化が進み、学校の生徒数の減少により、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により大会に参加することができない等、少子化による集団活動への影響がみられています。地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつあります。さらに、教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めていくことも課題です。

本ガイドラインは、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、これまでの学校部活動を地域活動に移行するため、学校、教員、地域の指導者、地域活動の団体等、今後の地域移行に関わるすべての方々に向けて策定しました。

本県ではこれまでも学校と地域の連携に取り組んでまいりましたが、この歴史的な部活動改革を機として、さらに連携を深めて地域全体の活性化が図られ、これまで以上に地域の子供たちがよりよく成長できる環境が創られるよう、多くの方々にご理解とご協力をいただければ幸いです。

＝本ガイドラインについて＝

国のガイドラインを参酌し、これまで、県が示してきた取扱を本ガイドラインに統合して、本県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示します。

本文は、「Ⅰ 学校部活動の方針」に学校部活動と地域クラブ活動における中学生の育成の方針を、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針」に新しい地域活動の在り方を、「Ⅲ 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」に今後の体制づくりの在り方を、最後に「Ⅳ 大会等の在り方」を記しています。国のガイドラインと併せてご活用ください。

なお、長きに渡り培われた学校における部活動を地域活動に移行するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、本ガイドラインは「第1版」としてWEB版(電子データ)で作成し、国の施策や県内における地域移行の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。

【統合するこれまでのガイドライン等】※以下、本ガイドラインの策定後、廃止 運動部活動

- 平成25年2月 提言「部活動の適切な休養日設定を」(県教委)
- 平成25年9月「子どもの心に灯をつける運動部活動の指導」(県教委)
- 平成28年3月「運動部活動指導の手引き(外部指導者用)」(県教委)
- 平成29年3月「部活動での指導のガイドライン【暫定版】」(県教委)
- 平成30年3月「部活動での指導のガイドライン及び部活動指導の手引き」(県教委策定)

※文化部活動については、平成30年3月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準じて対応してきたが、今後は本ガイドラインにより、在り方等を示す。

＝地域移行に伴う本県の目指す姿＝

- 休日は、多くの児童・生徒が自主的に地域のスポーツ活動や文化活動に参加し、同好の幅広い年代の交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域活動が活発に行われている。
- 中学校では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われている。さらに、地域と協働しながら、平日の部活動を地域クラブ活動に移行する準備体制が整っている。
- 中学生の活動成果を発揮するための大会や発表会等は、平日の部活動が地域クラブ活動に移行することを見据え、中学校体育連盟や協会、連盟等により、適切な開催が行われている。
- 幼児期から成長期にかけての多種多様な活動経験は、人間のよりよい成長に重要であることが広く一般化され、多くの子供たちがその体験の機会を得ることができている。
- トッププレーヤーを目指す子供たちには、高い専門技術を持つ指導者が、科学的知見を持って育てていくとともに、個々の資質や能力による適性を発掘し、子供たちの充実した生き方を支援する環境が整っている。※トッププレーヤーとは、「トップアスリート」「プロ選手・演奏者」「有名芸術家」等の総称。

＝地域移行のスケジュールについて＝

国は、地域移行のスケジュールを「達成時期を一律に定めず、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としました。しかしながら、今後、文部科学省が部活動を学習指導要領にどのように位置付けるかをはじめとして、移行を推進する環境整備はまだ手探りの状態です。

県では、まず休日の公立中学校の部活動を地域活動に移行することを念頭に、学校の設置者が地域活動の関係者とその方向性を十分に検討し、学校、地域、保護者、生徒に丁寧な説明を行って、新しい環境づくりを進めることが重要と考えております。

については、令和5年度を「移行検討期間」と位置付け、県、市町村が協議会組織による検討や課題の解決について協議し、一部部活動の移行を試行する期間とするほか、令和6年度以降を「改革推進期間」として、準備が整った市町村から地域の活動に移行することとします。また、平日の学校部活動は、休日の地域移行の定着などを踏まえて、準備ができた市町村から実施することとします。

令和5年度	令和6年度から
移行検討期間	改革推進期間
<ul style="list-style-type: none"> ○協議会の設置及び方向性の検討 ○研修会の開催や説明会での周知 ○一部部活動の移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会組織による進捗状況を踏まえ、まずは休日の学校部活動の地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

一方でそれぞれの市町村の地域の実情は様々であり、地域移行の開始時期が異なることにより県全体の中学生の活動に差が生じることが懸念されます。中体連及び早期に新しい活動環境に移行する市町村におかれましては取組を段階的に進め、特に大会への参加要件について配慮いただくようお願いいたします。

なお、国立、私立中学校については学校の実情に応じて、国のガイドライン及び本ガイドラインに準じるとともに、本県の中学生の地域クラブ活動を通じた育成に理解と協力をお願いします。

I 学校部活動の方針

学校部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的意義の高い活動である。

学校部活動を実施する場合には、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、その取扱い等を示す。公立中学校の地域移行に際しては、この取扱いを十分に活かして取り組むこと。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

① 学校の設置者及び校長による「部活動の方針」の策定

ア 学校の設置者は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、設置校並びに地域の活動団体に周知する。

イ 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 顧問は、県及び市町村の方針並びに部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動（適度な活動量）とならないよう休養日を確保する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行う。

③ 「部活動の方針」と「活動計画」の様式

学校の設置者は、①イ、②ア及びイに関し、各学校において活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を示す。

I 学校部活動の方針

【参考：教育庁保健体育安全課 HP より】

休養日設定確認表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kyuuyoubisettei2023.xlsx>

月間計画表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gekkankeikaku2023.xlsx>

【活動計画の作成に当たって留意すべき事項】

- ・ 活動計画の作成は、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを踏まえた支援を行う。
- ・ 活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにすること。
- ・ 顧問は、作成した活動計画について、部活動指導員、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求めること。
- ・ 効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 指導体制の構築

ア 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校部活動の地域連携・地域移行が実施される地域においては、休日の活動から、部活動指導員や地域の指導者が単独で指導を行ったり、複数校が合同で活動したりする合同部活動の導入等、地域の実情に合わせた活動を段階的に取り入れていく。

I 学校部活動の方針

② 研修の充実

ア 県及び学校の設置者は、部活動顧問及び指導者と学校の管理職を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上等の部活動の適切な運営に係る研修等を行う。

イ 部活動指導員及び外部指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPPO」という。）の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講するなど自己の研鑽に努める。

③ 部活動指導員及び外部指導者の任用・配置

ア 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、中学校では、休日の地域移行に伴う指導者との連携体制を構築する。

イ 学校の設置者及び校長は、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たっては、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる部活動の指導者としてふさわしい人間性なども判断し、任用すること。特に、中学校の部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・ 学校教育の理解
- ・ 部活動の位置付け
- ・ 教育的意義
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点

（1）適切な指導の実施

ア 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 指導場面において、不適切な指導や体罰・ハラスメント等、生徒・保護者からの訴えがあった場合は、指導者のみの判断によらず、管理職に報告した上で、学校として判断を行

I 学校部活動の方針

い、生徒や保護者に寄り添った対応を行う。

ウ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効率のよい練習を行う。

エ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

【指導に当たって留意すべき事項】

① 学校組織全体での指導

ア 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮すること。

イ 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら指導・活動を責任をもって行うよう心掛けること。

② 顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの

ア 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行うこと。

イ 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いることなどがないようにすること。

ウ 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人

を育てる」指導を心掛けること。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねること。

エ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させること。

オ 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けること。

カ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めること。

キ 一般に、指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努めること。

ク 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うこと。

③ 禁止事項

ア いかなる場合においても、体罰を行使してはならない。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。

イ 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行うこと。また、管理職の許可なく生徒と個人的なメール等のやり取りを行わないこと。

④ 活動の充実

ア 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に

声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導すること。

イ 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませること。

ウ 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮すること。

エ 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える仲間づくりを重視した指導や生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感をはぐくむ指導を心掛けること。

オ 指導者は、個々の発達段階に合わせて、適切な運動負荷により活動させることで、スポーツ障害・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛ける。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮すること。

⑤ 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明すること。

ア 健康面での安全を確保し、次の事項等について留意した活動を行うこと。

- ・ 健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
- ・ 持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
- ・ 健康診断結果や保健室利用状況等
- ・ 学級閉鎖や臨時休業等

イ 特に身体活動を伴う活動においては、次の事項に留意した活動を行うこと。

- ・ 急激な気候変動（突風、竜巻、落雷、雹など）
- ・ 施設の安全性の確認
- ・ 器具の設置の安全確認
- ・ 用具の破損等の有無の確認
- ・ 技術レベルや体格差を考慮した事故防止

ウ 災害時の対応等について、次の事項に留意した活動を行うこと

- ・ 避難経路及び避難場所の確認

- ・ 避難方法及び誘導についての確認
- ・ 保護者等への連絡体制の確認

⑥ 指導者間の連携

部活動指導員及び外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動すること。

<顧問と部活動指導員及び外部指導者が確認すべき事項>

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- ・ 顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・ 災害時の対応や避難経路

<学校とのトラブルになりやすい部活動指導員及び外部指導者の行為の例>

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 学校の設置者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等と連携して、これら団体が作成した学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引について、所管する学校への普及・活用を図る。

イ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、前記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以

I 学校部活動の方針

下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

③ 1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 朝練習

- ・ 原則禁止とする。
- ・ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

【ハイシーズンの設定】

- ・ 中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、それ以外の時期に休養日を確保すること。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てるようにする。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

⑤ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑥ 家庭との連携

学校外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

(2) 方針等への反映

- ア 学校の設置者は、1(1)①アに掲げる「部活動の方針」の策定に当たっては、前記(1)

I 学校部活動の方針

の基本的な考え方を参考に、休養日及び活動時間を設定し、明記する。

イ 校長は、1(1)①イに掲げる「部活動の方針」の策定に当たっては、前記(1)の基本的な考え方を踏まえるとともに、学校設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を地域の実情に合わせて推進する。その際の安全の確保には十分留意する。

ウ スポーツ・文化・芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。

エ 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、部活動への所属を強制しないようにするとともに、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等によ

I 学校部活動の方針

る、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域の文化・スポーツ環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けること。

イ 県、学校の設置者及び校長は、中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。

ウ 学校の設置者及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化・芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。中学校の休日の地域移行が整った市町村においては、平日においてもできるところから検討する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

6 教職員のワークライフバランスの実現に向けて

ア 県、学校の設置者及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号）」を踏まえること。

イ 校長は、1（1）②に掲げる、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

7 地域移行に関わる中学校の対応について

休日の学校部活動の地域移行に伴い、中学校に求められる対応は設置市町村の状況によって異なるが、移行の段階に応じて、以下のような対応が想定される。

（1）中学校に求められる対応

① 移行検討期間（令和 5 年度）

- ・ 国や県及び市町村のガイドラインに基づいた、部活動の活動方針の改定
- ・ 生徒、保護者に対する周知・説明
- ・ 校内研修会等の実施（ガイドライン、兼職兼業等）
- ・ 市町村が主催する協議会組織等への参画・協力
- ・ 教員、保護者、生徒を対象とした意向調査等への協力
- ・ 部活動の一部移行

など

I 学校部活動の方針

② 改革推進期間（令和6年度から）

- ・ 平日の部活動における効率的・効果的な指導体制の構築
- ・ 生徒が参加している地域クラブ活動の活動状況等の把握
- ・ 生徒の地域クラブ活動における活動実績の評価方法の検討
- ・ 校内研修会等の実施（地域連携・地域移行の運用等）
- ・ 保護者・生徒に対する説明会等の実施
- ・ 地域連携・地域移行の校内担当者の配置

など

Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針

新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障できるよう、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、心身の健全な発育・発達の土台を築く時期である、中学生時代におけるスポーツ・文化芸術の機会を、地域全体で支え子供たちを育てるという視点も有しつつ「新たな地域クラブ活動」の在り方や運営体制、活動内容等を以下のように示す。県及び市町村等は地域の実情に応じ、関係者の協力の下、できるところから取組を進めていくこと。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動への移行を運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

エ 新たな地域クラブ活動を整備に当たっては、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や、

II 新たな地域クラブ活動の方針

各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、また障害の有無にかかわらず、全ての生徒が対象となる。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 運営体制の整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化活動の最適化を図り、市町村は運営団体・実施主体と連携しながら、体制整備に努める。

イ 運営団体・実施主体は以下のような団体が想定される。

地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム 等	文化芸術協会、文化芸術団体 等
市町村、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間業者、大学、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 等	

ウ 運営団体・実施主体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する。その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を参照し、準拠した運営を行う。

エ 運営団体・実施主体は、性別や障害の有無にかかわらず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場を活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するよう努める。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県及び市町村並びにスポーツ団体等及び指導者は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。

ウ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

オ 運営団体・実施主体は、県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町村は、文化芸術等に親しむ環境の整備に向け、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するため、学校教育関係者等と連携し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう研修等を行う。特に過度な負担となる練習、生徒の安全を脅かす行為や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

また、当該行為が見られた場合への対処として、相談窓口の設置や周知、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け、対応する仕組みの検討を進める。さらに、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

II 新たな地域クラブ活動の方針

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

ウ 指導者は、生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）アの指導手引きを活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体の求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備する。なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

エ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT 等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。

オ スポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

④ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（2 初初企第 39 号令和 3 年 2 月 17 日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可等（※）を得られるよう、規程や運用の整理を行う。

（※）地方公務員法第 38 条（営利企業等従事）又は教育公務員特例法第 17 条（兼職兼業等従事）の規定に基づくもの。

II 新たな地域クラブ活動の方針

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可等をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

エ 教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体は、指導者として雇用等された教師等の兼職兼業等従事に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が連携して雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

II 新たな地域クラブ活動の方針

① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることが望ましい。

③ 1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑤ 家庭との連携

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校などの施設のほか、廃校施設については、経年劣化等の状況を踏まえ活用を検討する。

イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 学校施設について、営利を目的とした利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能とな

II 新たな地域クラブ活動の方針

るよう改善を行う。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて実施する際には、都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。

ウ 県及び市町村は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の必要性を検討する。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（8）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入するよう促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

- ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。
- イ 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- ウ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師がいる場合には、その知見も活用する。
- エ 県及び市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- オ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- カ 公益財団法人日本スポーツ協会、地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。
- また、各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。
- さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

Ⅲ 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組

学校部活動を地域クラブ活動に移行する新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるには、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 将来的な平日の学校部活動の地域移行を見据えつつ、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組む。平日における環境整備は、国の動向や全国的な流れを見ながら、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情や休日における取組の進捗状況等を検証し、今後の在り方について検討を行う。

イ 県では、令和5年度を移行検討期間と位置づけ、市町村が行う協議会等の設置や推進計画の策定など、移行に向けた基本方針の検討や生徒・保護者への周知活動などを支援する。

ウ 市町村は、令和5年度の移行検討期間において策定した推進計画等を踏まえ、令和6年度から、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、市町村の実情によっては、合意形成や環境整備に時間がかかることも考えられることから、地域の実情に応じて進めることとする。

エ 令和5年度から先行して休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める市町村においては、具体的な進め方について、保護者や生徒へ丁寧に説明するとともに、実施状況を評価・分析して令和6年度以降の取組に生かしていくこととし、必要に応じてイに定めるとおり、県も支援する。

オ 県及び市町村は、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等の評価・分析を行う。

カ 休日の活動において、平日と指導者が異なる場合には、指導者間での指導方針の確認や生徒の活動状況に関する情報共有に加えて、保護者や生徒へ丁寧な説明を行うことが重要である。

キ 既存の地域スポーツ・文化芸術環境の実情等によっては、様々な取り組み方があり、進め方については関係者による協議会組織等において検討した上で方針を決定する。

2 検討体制の整備

(1) 協議会組織の設置

県及び市町村は、以下に例示する関係者からなる協議会等を設置し、必要な情報を適宜把握し、学校部活動の地域移行に向けた検討を行う。

- ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や社会教育・生涯学習担当部署
 - ・ 学校の設置・管理運営の担当部署
 - ・ 地域スポーツ・文化芸術団体
 - ・ 学校
 - ・ 保護者
 - ・ 生徒
- など

(2) 実態及びニーズの把握

(1)の「必要な情報」としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 生徒や保護者のニーズ
 - ・ 域内の学校数や部活動数に応じた指導者の必要人数などの基本情報
 - ・ 域内の地域スポーツ・文化芸術活動に関わる団体や指導者等の基本情報
 - ・ 地域クラブ活動に活用できる施設
- など

(3) 関係者との連携等

ア 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力のもと、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。

イ 健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

ウ スポーツ推進委員が県及び市町村と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

エ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

(4) 学校の役割

ア 学校は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 学校設置者及び学校は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関する生徒・

Ⅲ 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組

保護者への情報提供やニーズ調査を行う。

(5) 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体等の役割

ア 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

3 実施体制の例

移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制づくりを進めることが考えられる。

(1) 市町村運営型

市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

(2) 地域クラブ運営型

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスクラブ、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

(3) 合同部活動による活動環境の確保

前記①②の体制を整備することが困難な場合は、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動等を導入し、学校設置者や学校が、地域の協力も得ながら、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

【参考】

○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_oripara-000025667_1.pdf

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の成果発表の場である大会やコンクール等の在り方は、生徒や保護者の関心が高く、特に中学校総合体育大会については、学校教育活動の一環としての位置付けで実施されてきた背景がある。令和5年度から、中学校の部活動が地域クラブ活動に移行していく中で、地域の実情や参加者のニーズ等に応じて、各競技団体や文化芸術団体等と協力体制を構築し、持続可能な運営がされる必要があることから、中学生を対象とした大会等の在り方について示す。なお、高校生を対象とした大会等の在り方については、中学校の地域移行の状況を踏まえて改めて示す。

1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会について

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるようにする。また、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会が確保できるようにする。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

① 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、生徒の安全確保等に留意しつつ、原則として部活動指導員が単独で担うことなどにより、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨、大会等の規定として整備することが求められる。

イ 市町村において、部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

【地域クラブ活動】

ア 地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

② 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、

IV 大会等の在り方の見直し

審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 学校の設置者及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSPO と公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

(3) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

(4) 大会等の在り方

① 参加する大会数の上限の目安

学校の設置者は、前記Ⅱ 2（2）②の協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

IV 大会等の在り方の見直し

② 参加する大会の精査

校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

③ 多様な大会の開催

大会等の主催者は、勝利至上主義にならないなど、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会など、多様な大会を開催する。(その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。)

④ 生徒等の多様なニーズへの対応

スポーツ団体、文化芸術団体は、発達段階における子供たちの成長において、様々な経験ができるようにすることや、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

⑤ 特別支援学校等に在籍する生徒の参画の推進

特別支援学校等の大会等については、特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

2 中学校体育連盟が主催する事業について

ア 県中体連及び市郡・地区中体連は、学校部活動の地域連携・地域移行に伴い設立された団体について、学校部活動(複数校の合同チーム等)、地域クラブ活動の区分に関わらず、参加要件を見直すなど、地域移行後の大会の在り方について検討を進める。

イ 県中体連及び地区中体連は、主催大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 県中体連及び地区中体連は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

エ 中学校体育連盟と同様の性格や背景を有する文化芸術団体は、主催する中学生対象を対象としたコンクールや大会等について、前記アイウと同様の対応とする。

【参考資料等】

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）
通知 https://www.mext.go.jp/sports/content/20230116-spt_oripara-000026750_02.pdf
本文 https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf
- 運動部活動での指導ガイドライン（平成25年4月）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf
- 運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月）
https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_oripara-000025667_1.pdf
- 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）（令和5年1月）
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

【本ガイドライン記載内容の所管課】

I 学校部活動の方針

- 学校部活動全般及び運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）

II 新たな地域クラブ活動

- 地域クラブ活動全般及び地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化クラブ部活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 教員の兼職兼業に関すること（教育庁教職員課）

III 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- 地域移行全般及び移行段階の運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 移行段階の文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 移行段階の地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 移行段階の地域文化クラブ活動に関すること（教育庁生涯学習課）

IV 大会等の在り方の見直し

- 中体連及び高体連主催大会に関すること（教育庁保健体育安全課）
- その他の地域スポーツ団体主催大会に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化芸術団体主催大会に関すること（教育庁生涯学習課）

【担当】

教育庁保健体育安全課学校体育班	022-211-3667	hokenat@pref.miyagi.lg.jp
企画部スポーツ振興課スポーツ振興班	022-211-3178	suposinss@pref.miyagi.lg.jp
教育庁生涯学習課協働教育班	022-211-3690	syogakk@pref.miyagi.lg.jp
教育庁教職員課服務制度班	022-211-3636	kyosykf@pref.miyagi.lg.jp

特別名勝松島保存活用計画の策定について

1 特別名勝松島について

(1) 特別名勝とは

わが国のすぐれた国土美として欠くことができないもので、風致景観等が芸術上、鑑賞上、特に優秀なもの

(2) 国の文化財指定

[名勝] 大正12（1923）年、[特別名勝] 昭和27（1952）年

(3) 指定範囲

塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町（約12,600ha）

※宮城県が管理団体

2 特別名勝松島保存活用計画について

(1) 保存活用計画とは

- ・特別名勝松島の保存・活用の方向性と、現状変更の取扱指針を定めたもの
- ・昭和51年に『特別名勝「松島」』（保存管理計画）を策定後、概ね10年ごとに見直し
- ・令和5年3月に4回目の見直しとなる「特別名勝松島保存活用計画」（本計画）を策定

(2) 今回見直しの着眼点

- ・東日本大震災後の社会情勢や環境変化を踏まえた取扱基準等の見直し
- ・文化財保護法の一部改正（平成30年6月）を踏まえた活用に関する方向性の明示

(3) 主な計画内容

- ・松島の風景を構成する要素を踏まえた保護地区の再編
- ・保護地区ごとに、守るべき要素や、現状変更の取扱方針を明確化

(4) 取扱いに関する主な変更点

- ① 震災後の現状に即した保護地区の変更（防災集団移転地など）
- ② 特別保護地区で保存活用に資する施設の建築等を認めることを明記
- ③ 建物用途や建築面積制限（専戸建住宅の建築面積120㎡）の撤廃
- ④ 新たに再生可能エネルギー（太陽光）の取扱いを提示

第1章 計画の目的と沿革

- ◎ 目的：特別名勝松島の10年間の保存と活用の方向性と方法を定める。
- ◎ 沿革：昭和51年保存管理計画策定／昭和60年・平成10・22年改定

第2章 松島の概要と計画の対象

文化財指定：【名勝】大正12年（1923）3月7日
 【特別名勝】昭和27年（1952）11月22日
 計画の対象範囲：塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町・東松島市の一部（約12,600ha）



第3章 “松島の風景”の構成と価値

- ◎ 松島の風景を構成するもの
 - （1）自然：類い稀な地質・地形、マツなど植生
 - （2）自然とともにある暮らしと歴史：漁村など松島らしい風景、史跡など成り立ちを示すもの
 - （3）鑑賞の場：展望台など感動体験できる場所と、そこからの眺め

◎ 松島の価値【第6節】
 松島の価値は、（1）～（3）が観賞や文学・芸術で意味づけられ、魅力ある風景として共有されていること。

第4章 松島の現状と課題

- ◎ 現状：災害、人口減少と過疎化、土地利用変化など、急激な風景の変化が認められ、これからも進行が想定される。
- ◎ 課題：これから松島の風景を継承し、地域が恩恵を受けるために、以下の課題が考えられる。

【風景を構成するものからみたとき】

- （1）自然：地形や植生の維持、過度な開発の抑制
- （2）自然とともにある暮らしと歴史：特色ある地域づくり、観光業や農林水産業との連携
- （3）鑑賞の場：眺望確保やユニバーサルデザイン化

【景観保護からみたとき】

- （1）保護：分かりやすい仕組み、地域との連携
- （2）活用：各地の魅力の掘り起こし、安全安心に活用できる整備



松枯れ病の進行



竹林の拡大

第5章 計画の理念

松島の風景が継続的に文化観光資源として地域に還元されることを通じて、自然と暮らしと歴史、観賞が一体となった豊かな地域社会の実現を目指す。

保存

活用

第6章 保存管理の方向性と方法

- ◎ 現状変更の取扱い（保存管理の方法）
風景を構成するもののまとまりで保護地区を設定し、取扱い基準を定める。
- ◎ 各保護地区の概要と取扱方針

	特別保護地区 （特徴的な松島の自然と歴史的景観が良好に残る地区） →島嶼や四大観、瑞巖寺など 核心的な松島の自然や歴史的景観の保全を優先する
	海面保護地区 （景観にとって重要な海上） →海面 住民生活・生業や航行の安全に配慮しつつ、海域縮小を抑制する
	第1種保護地区 （里山的环境も含めた自然が残る地区） →丘陵など 里山環境（自然）の保全を優先し、安全対策や生業・生活にも配慮する
	第2種保護地区 （松島らしい暮らしや歴史が感じられる地区）→農地や郊外宅地など 安全対策や生業・生活に配慮する。開発行為に対して、周囲と調和した良好な景観形成を促す
	第3種保護地区 （宅地や商業地として開発が進んでいる地区）→市街地など 安全対策や生業・生活に配慮します。開発行為に対して景観に影響を及ぼさないよう促す

- ◎ 前計画との主な変更点（良質な景観の維持・活用と、地域活性化の両立を図るための変更）
 - ①防災集団移転地など、震災後の現状に即して保護地区を変更（東松島市・七ヶ浜町など）
 - ②特別保護地区での、風景観賞など松島の保存活用上必要な施設の設置等を認めることを明記
 - ③第2種保護地区にあった農林漁業用住宅、民宿など建物用途の制限、建築面積（専用户建120㎡以下等）の制限を撤廃
 - ④新たに再生可能エネルギー（太陽光等）の取扱い（設置地区の限定・植栽等）を提示【冊子P67】

第7章 整備と活用（改定により新規に追加する項目）

- ◎ 整備の基本方針
（1）基盤となる自然の維持と環境に応じた整備を促進する、（2）住むひと、働くひとが誇りをもてる景観を形成する、（3）感動体験につながる鑑賞の場の充実を図る
- ◎ 整備の対象と方法

	保存のための整備	活用のための整備
自然	松枯れ病対策、湿地復原、植生保存、天然記念物保護、等	便益施設等の設置、地域の自然保護活動との連携、調査成果の公開
暮らしと歴史	景観保護による地域活性化支援	地域にある文化遺産の掘り起こし
鑑賞の場	四大観など鑑賞の場の眺望確保	便益施設の利便性向上、多言語解説・遊歩道など高機能化、安全対策

- ◎ 活用の基本方針
（1）“松島の風景”の価値の共有を図り、景観保護の理解を深める
（2）松島らしい暮らしや産業との連携を図る

- ◎ 活用の方法（観光と教育を軸とした地域活性化）

	観光	教育
方向性	風景の魅力発信による観光産業全体の質的向上から観光満足度やリピート率の上昇につなげ、地域の交流人口・関係人口を創出	探究型学習の場として活かし、地域の活性化や景観保護にむすび付ける
方法	地域間の連携・協力推進、情報コミュニケーション手段の活用、幅広い情報発信、民間投資の誘導 など	学校教育・生涯学習での普及啓発、自治体間の連携による調査研究、フィールド・ミュージアムとしての活用

第8章 運営体制（取組主体）

行政だけではなく県民や事業者、有識者、学校等の様々な主体が相互に連携・協力し、特別名勝松島の保存と活用を図る